

農林水産部

随意契約件数

149

件

金額

1,099,478,413 円

契約担当課・所名	契約の名称及び内容	契約年月日	契約の相手方の所在地及び名称	契約金額	随意契約理由及び地方自治法施行令適用条項
1 農林水産企画課	令和5年度CADシステム運用保守委託業務	令和5年4月1日	福井県坂井市丸岡町磯部福庄5-6 福井コンピュータ株式会社	1,232,000 円	①本業務は、本県にて導入しているCADシステムに係るソフトウェアの運用保守を行うものである。 ②この業務を行うためには、必要となるプログラムの保守、バージョンアップ等が必要であるが、それらを行えるのは、当システムの著作権を有している福井コンピュータ株式会社のみである。 ③根拠法令：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
2 農林水産企画課	令和5年度森林土木積算システム運用保守・維持管理委託業務	令和5年4月1日	熊本県熊本市中央区八王寺町30-1 株式会社 ティーユーシー	1,982,200 円	①本業務は、本県にて導入している森林土木積算システムの運用保守及び単価データ等の維持管理を行うものである。 ②この業務を行うためには、プログラム内容の修正等が必要であるが、それらを行えるのは、当システムの積算業務を唯一担っている株式会社ティーユーシーのみである。 ③根拠法令：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
3 農林水産企画課	令和5年度農業土木標準積算システム基準データ作成委託業務	令和5年4月1日	大分市城崎町2丁目2番25号 大分県土地改良事業団体連合会	21,450,000 円	①本業務は本県にて導入している標準積算システムの基準データの作成・改訂等を行うものである。 ②このシステムは、外部に非公表のデータを含み、これらのデータ作成・改訂作業は、農業土木における設計積算実務経験を有し、流出・損失防止が確立された機関で行う必要がある。また、本システムは農業農村整備事業の実施主体及びそれを支援している団体のみ導入可能であり、本県において支援している団体は当連合会のみである。 ③根拠法令：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
4 農林水産企画課	令和5年度農業農村整備標準積算システム大分県補助版運用保守業務	令和5年4月1日	東京都中央区日本橋富沢町10番16号 一般社団法人 農業農村整備情報総合センター	5,698,000 円	①本業務は本県にて導入している標準積算システム大分県補助版の運用保守を行うものである。 ②このシステムは農林水産省が自ら積算業務に使用することを目的として開発されたものであり、このシステムを都道府県版に改変・配布する使用許諾を受けているのは、(一社)農業農村整備情報総合センターのみであるため、本業務を行えるのは当該法人以外にない。 ③根拠法令：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
5 農林水産研究指導センター農業研究部	令和5年度 研究棟及び栽培実習棟に係る冷凍機等の保守管理業務委託契約	令和5年4月1日	福岡市博多区博多駅南4-6-23 パナソニック産機システムズ株式会社九州支店	3,979,800 円	①本業務は、冷凍機等の保守管理を行うものである。 ②当該機器は三洋電機特機(株)製の特殊機械設備であるため、業務を行うためには、専用部品等の供給が可能で、メンテナンス・修理等についても特殊の技術が求められる。 ③これらに対応できるのは、三洋電機特機(株)の事業を承継したパナソニック産機システムズ(株)のみである。 ④根拠法令：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

農林水産部

随意契約件数

149

件

金額

1,099,478,413 円

契約担当課・所名	契約の名称及び内容	契約年月日	契約の相手方の所在地及び名称	契約金額	随意契約理由及び地方自治法施行令適用条項
6 農林水産研究指導センター農業研究部	令和5年度 浄化槽等維持管理業務委託契約	令和5年4月3日	豊後大野市三重町赤嶺1183番地1 株式会社 豊肥環境センター	2,222,000 円	①本業務は、農林水産研究指導センター及び農業大学校に設置している浄化槽清掃等の維持管理業務を行うものである。 ②これを行うためには、浄化槽清掃業及び一般廃棄物(し尿等)処理業の許可が必要である。 ③豊後大野市で上記許可を受けているのは、(株)豊肥環境センターのみである。 ④根拠法令:地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
7 農林水産研究指導センター農業研究部	令和5年度 物品及び生産物委託販売契約	令和5年4月3日	豊後大野市犬飼町田原1580番地29 株式会社 大分県畜産公社	13,781,031 円	①本業務は、当センターで生産される豚について、種豚として残すもの、農家に譲渡するもの以外の豚の販売を委託するものである。 ②これを行うためには、と畜処理から販売までの技術が必要である。 ③県内でと畜処理から販売まで一社のみで行っているのは、大分県畜産公社のみである。 ④根拠法令:地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
8 農林水産研究指導センター農業研究部水田農業グループ	生産物販売契約	令和5年4月3日	大分市大字古国府6丁目4番1号 一般財団法人 大分県主要農作物改善協会	3,643,167 円	①本契約は、農林水産研究指導センター農業研究部水田農業グループにおいて生産した米・麦・大豆の原種種子を適切に増産させ、真正な種子の購入を希望する農家に広くかつ迅速に供給するために行うものである。 ②一般財団法人大分県主要作物改善協会は、大分県の外郭団体(指定団体)であり、国民生活に不可欠な主要農作物の安定供給と農家経済の安定・向上を図るため、米麦及び大豆の種子の安定的な生産・供給と米麦及び大豆の品質改善を推進する事業を実施しており、本契約の目的を達成できるのは当該団体のみである。 ③根拠法令:地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 ※契約(見込)金額 3,643,167円(R4年度実績額)
9 農林水産研究指導センター農業研究部水田農業グループ	農林水産研究指導センター(宇佐)試験研究現場作業補助業務	令和5年4月1日	大分市東大道1丁目11-1 公益社団法人 大分県シルバー人材センター連合会	4,019,261 円	①本業務は、農林水産研究指導センター農業研究部水田農業グループの圃場等における試験研究に伴う業務を円滑に推進するため、現場作業の補助業務を行うものである。 ②業務内容については、農作業経験のある者が適しており、特に圃場内での試験研究補助という特殊な業務を担う人材の確保が必要である。 ③これらの人材を有しており、年間を通じて適した対応ができるのは公益社団法人大分県シルバー人材センター連合会のみである。 ④根拠法令:地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 ⑤単価契約:1,024円/h(消費税別)、交通費319円/日
10 農林水産研究指導センター農業研究部果樹グループ	試験研究補助業務委託(果樹グループ国東)	令和5年4月1日	国東市安岐町下山口38-1 公益社団法人 国東市シルバー人材センター	2,283,792 円	①本業務は果樹グループの圃場等における試験研究に伴う業務を円滑に推進するため、現場作業の補助業務を行うものである。 ②業務内容については、農作業経験のある者が適しており、特に圃場内での試験研究補助という特殊な業務を担う人材の確保が必要である。 ③これらの人材を有しており、年間を通じて適した対応ができるのは、公益社団法人国東市シルバー人材センターのみである。 ④根拠法令:地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

農林水産部

随意契約件数

149

件

金額

1,099,478,413 円

契約担当課・所名	契約の名称及び内容	契約年月日	契約の相手方の所在地及び名称	契約金額	随意契約理由及び地方自治法施行令適用条項
11 農林水産研究指導センター農業研究部果樹グループ	試験研究補助業務委託(果樹グループ津久見)	令和5年4月1日	臼杵市大字板知屋1257-1 公益社団法人 臼津地域シルバー人材センター	2,589,657 円	①本業務は果樹グループの圃場等における試験研究に伴う業務を円滑に推進するため、現場作業の補助業務を行うものである。 ②業務内容については、農作業経験のある者が適しており、特に圃場内での試験研究補助という特殊な業務を担う人材の確保が必要である。 ③これらの人材を有しており、年間を通じて適した対応ができるのは、公益社団法人臼津地域シルバー人材センターのみである。 ④根拠法令：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
12 農林水産研究指導センター畜産研究部	令和5年度第1四半期飼料単価契約	令和5年4月3日	大分市花園三丁目2番10号 大分県農業協同組合	7,444,183 円	①本契約は、牛の飼料購入に係る単価契約である。 ②各発育過程、飼養形態に対する家畜への飼料給与については、県等が監修する給与マニュアルが策定されている。この各給与マニュアルに基づき当研究部では飼料給与を行っており、牛の飼育等の試験研究に必要なものである。 ③上記マニュアルに基づく銘柄の一部を取り扱う業者が当事業者のみであった。 ④根拠法令：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 ⑤単価契約：豊後牛肥育前期 84.640円/kg、豊後牛肥育用後期 82.790円/kg、豊後牛育成期用L 103.400円/kg、新直接検定専用飼料 2,710.000円/20kg、がんばれ大分つ子 99.170円/kg、よこづなづくり 3,520.000円/kg
13 農林水産研究指導センター畜産研究部	令和5年度第1四半期飼料単価契約	令和5年4月3日	大分市大字廻栖野3231番地 大分県酪農業協同組合	2,129,490 円	①本契約は、牛の飼料購入に係る単価契約である。 ②各発育過程の乳牛・子牛等に対する飼料給与については、全国酪農業協同組合連合会が監修する給与マニュアルが策定されている。この各給与マニュアルに基づき当研究部では飼料給与を行っており、牛の飼育等の試験研究に必要なものである。 ③上記マニュアルに基づく銘柄の一部を取り扱う業者が当事業者のみであった。 ④根拠法令：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 ⑤単価契約：育成前期 2,860円/20kg、育成後期 2,695円/20kg、ニューメイク 2,915円/20kg、ハイバースフード 3,113円/kg、大酪エスプラス 66,550円/t
14 農林水産研究指導センター畜産研究部	令和5年度液体窒素単価契約	令和5年4月3日	大分市乙津港町1丁目1-5 株式会社 ウエダ商工	4,408,800 円	①本契約は、液体窒素購入に係る単価契約である。 ②当研究部に設置してある液体窒素供給施設はエア・リキード工業ガス株式会社九州支社から無償で借り受けており、この設備にはエア・リキード社が供給する製品以外を充填しないこととなっている。 ③上記製品を取り扱う県内の代理店は当事業者のみである。 ④根拠法令：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 ⑤単価契約：183.7円/リットル
15 農林水産研究指導センター畜産研究部	生産物及び物品委託販売契約	令和5年4月1日	大分市古国府六丁目4番1号 全国農業協同組合連合会大分県支部	2,040,046 円	①本契約は当研究部の生産物及び物品に係る販売委託契約である。 ②当研究における生産物(繁殖試験牛生産子牛(肥育、育成)及び物品(基幹種雄牛・候補種雄牛・直接検定牛・現場後代検定牛・受精卵移植供卵牛・肥育試験牛)の飼養管理に基づく売却とその円滑化のため必要である。 ③肉用牛の販売方法として次の3種類が挙げられる。(1)全農大分県本部の市場に出荷。(2)個人の家畜商に販売。(3)全農大分県本部に販売の委託。前述の3種類のうち、(1)及び(2)の方法で販売をした場合、枝肉となる場所が不確定であるが、(3)による委託販売の場合は、出荷及び枝肉となる場所として「大分県畜産公社」の指定が可能となり、近距離で利便性が高いため当事業者への委託が妥当である。 ④根拠法令：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

農林水産部

随意契約件数

149

件

金額

1,099,478,413 円

契約担当課・所名	契約の名称及び内容	契約年月日	契約の相手方の所在地及び名称	契約金額	随意契約理由及び地方自治法施行令適用条項
16 農林水産研究指導センター畜産研究部	生乳委託販売契約	令和5年4月1日	大分市大字廻栖野3231番地 大分県酪農業協同組合	1,825,281 円	①本契約は当研究部で生産される生乳の販売に係る販売委託契約である。 ②当研究部で飼養している乳牛から生産される生乳を売り払う必要がある。 ③当研究部で生産される生乳の売り払いにおいて、県内唯一の生乳取扱業者が当事業者であるため。 ④根拠法令：地方自治法施行令第167条の2第1項2号
17 大分県立農業大学校	令和5年度 大分県立農業大学校農場等管理業務委託契約	令和5年4月1日	豊後大野市三重町市場870番地2 公益社団法人 豊肥地域シルバー人材センター	4,494,480 円	①本業務は、農業大学校の圃場等における農作業実習に伴う業務を円滑に実施するため、現場作業の補助業務を行うものである。 ②業務内容については、農作業経験のある者が適しており、特に圃場内での実習補助という特殊な業務を担う人材の確保が必要である。 ③これらの人材を有しており、年間を通じて適した対応ができるのは公益社団法人豊肥地域シルバー人材センターのみである。 ④根拠法令：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 ⑤単価契約：5,790円/1回（一般作業）
18 おおいたブランド推進課	大分県6次産業化・農山漁村発イノベーションサポートセンター運営委託業務	令和5年4月3日	大分市東春日町17-20 ソフトパークセンタービル 公益財団法人 大分県産業創造機構	21,633,000 円	①本業務は、6次産業化の取組等、農山漁村のあらゆる地域資源を活用した取組（以下「取組」という。）の推進を目的に、事業者へのサポート活動や研修会等の開催等を行うものである。 ②これを行うためには、取組に対する専門知識やノウハウ、様々な事業者や関係機関等とのネットワークを持ち、相談からフォローアップまできめ細かく実施できる知識と実績、体制を備えていることが必要である。 ③公益財団法人大分県産業創造機構（以下「機構」という）は、平成24年度から本県の6次産業化に係る相談、支援等を担当する県内唯一の専門機関としての取組の推進を行っており、本県において、上記知見や技術を有し、本業務を遂行できる事業者は機構のみである。 ④根拠法令：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
19 団体指導・金融課	大分県沿岸漁業改善資金事務委託契約	令和5年4月1日	大分市府内町3-5-7 大分県漁業協同組合	1,480,839 円	①本業務は、沿岸漁業改善資金の貸付及び回収事務を行うものである。 ②沿岸漁業改善資金助成法第14条の規定に基づき、大分県漁業協同組合と契約を締結する。 ③根拠法令：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 ④・委託手数料・・・貸付金累計額×1%＋消費税相当額 償還金累計額×0.5%＋消費税相当額 ・延滞取立奨励金・・・延滞額累計額×3%＋消費税相当額
20 畜産振興課	令和5年度 肉用牛育種改良推進事業委託（種雄牛作出事業）	令和5年4月3日	竹田市久住町大字久住3989-1 大分県肉用牛改良組合連合会	15,420,800 円	①本業務は、本県肉用牛の産肉能力の向上を図るため、繁殖雌牛に交配する優秀な種雄牛を造成するものである。 ②これを行うためには、県下の生産者で組織する各肉用牛改良組合間との調整を行い、円滑に事業実施する団体が必要である。 ③県内に上記の趣旨に基づく団体は大分県肉用牛改良組合連合会のみである。 ④根拠法令：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当

農林水産部

随意契約件数

149

件

金額

1,099,478,413 円

契約担当課・所名	契約の名称及び内容	契約年月日	契約の相手方の所在地及び名称	契約金額	随意契約理由及び地方自治法施行令適用条項
21 畜産振興課	海港における消毒業務に係る委託業務 (国内での特定家畜伝染病発生に伴う消毒業務の委託)	令和5年4月1日	大分市大字佐賀関字太田750番69 国道九四フェリー株式会社	1,473,745 円	①本業務は特定家畜伝染病(豚熱、高病原性鳥インフルエンザ等)の発生を受け、本県の県内侵入を防ぐため、本県に到着するフェリー港において車両消毒を実施するものである。 ②国道九四フェリーが到着する佐賀関港の敷地内に設置した車両用消毒マットへ、消毒液の補充や日々の点検をはじめ異常が確認された場合に速やかに対応する必要がある。 ③上記業務が可能な業者は国道九四フェリー株式会社のみである。 ④根拠法令:地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
22 畜産振興課	令和5年度BSE検査対象牛保管・採材補助業務委託業務	令和5年4月1日	長崎県東彼杵郡川棚町三越郷51-2 ハラサンギョウ株式会社	16,932,028 円	①本業務は、牛海綿状脳症対策特別措置法(平成14年6月14日、法律第70号)に基づきBSE検査を実施するため検査対象牛を保管するものである。 ②これを行うためには、検査対象牛を一時保管する施設が必要である。 ③県内では化成処理する施設がなく、県内の検査対象牛(約700頭)を受入れ可能な業者は当業者しかない。また、この保管業務は3県共同(大分県、佐賀県、長崎県)で行っている。 ④根拠法令:地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
23 農村整備計画課	令和5年度 大分県中央飛行場照明施設・電気施設 保守点検業務委託	令和5年4月1日	熊本県熊本市中央区細工町4丁目12-12 日本電設工業株式会社 中九州営業所	1,432,200 円	①本業務は、航空機の着陸時の安全を確保することを目的に、飛行場の照明施設の保守管理を行うものである。 ②飛行場の灯火施設については、国が承認したメーカーでのみ取り扱っている特殊なものであり、委託先は当該機器に精通している者に限定される。 ③上記技術を有し、飛行場のある豊肥地域を営業区域として、不測の事態にも対応できるのは、日本電設工業(株)中九州営業所のみである。 ④根拠法令:地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
24 農村整備計画課	令和5年度 大分県中央飛行場管理運用業務委託	令和5年4月1日	大分市王子町12-1 九州航空株式会社	6,765,000 円	①本業務は、大分県中央飛行場の管理・運用を行うものである。 ②これを行うためには、航空用無線による管制業務、飛行場の各種点検業務、運用管理を一体的に実施できる必要がある。 ③上記技術を有し、県内に本店若しくは支店を設置しているのは、九州航空のみである。 ④根拠法令:地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
25 農村基盤整備課	R5防ため管ため池サポートセンター 業務委託	令和5年4月3日	大分県大分市城崎町2丁目2番25号 大分県土地改良事業団体連合会	9,900,000 円	①本業務は、ため池管理者からのため池の保全管理に関する問い合わせや市町村が実施するため池防災工事等に関する問い合わせ等に対する相談窓口を設置するものである。 ②これを行うためには、県内のため池に関する各種情報や防災対策手法等を熟知し関係市町村との調整力を有していることが必要である。 ③大分県土地改良事業団体連合会は、県が調査してきた膨大な数のため池の各種データを管理する「ため池防災支援システム」の県・市町村以外では唯一の利用登録者であり、システムに蓄積された各種データに基づく専門的な指導、助言等の援助を行うことができ、ため池改修等に必要事業計画の策定に数多く関与してきており、防災工事の手法等に精通している唯一の団体である。 ④根拠法令:地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

農林水産部

随意契約件数

149

件

金額

1,099,478,413 円

契約担当課・所名	契約の名称及び内容	契約年月日	契約の相手方の所在地及び名称	契約金額	随意契約理由及び地方自治法施行令適用条項
26 農村基盤整備課	令和5年度災害復旧事業事務システム保守管理委託業務	令和5年4月4日	東京都中央区日本橋富沢町10-16 一般社団法人農業農村整備情報総合センター	3,476,000 円	①本業務は、令和5年度災害復旧事業に使用する災害復旧事業事務システムの保守管理及びシステム自体の改修等を行うものである。 ②システムの著作権は選定業者が有しており、本業務を行える業者は1者しかない。 ③根拠法令：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
27 農村基盤整備課	大分県における田んぼダムの推進に資する資料等作成委託業務	令和5年4月14日	福岡県福岡市西区元岡744 国立大学法人九州大学	3,762,000 円	①本業務は、大分県における田んぼダムの推進に資する資料等として、田んぼダムの効果がある地域の選定、浸水被害軽減効果算定プログラムの構築、機能一体型田んぼダム堰板の形状検討と機能分離型排水殊の効果検証、を行い資料を作成する業務である。 ②業務にあたっては、防災減災や治水等の知識に加えて、水田の果たす役割や営農面への影響など農業・農村に特化した専門知識が不可欠である。 ③上記の多岐にわたる専門的な知識を有し、かつ、県内農林水産業の技術的課題の解決を図ってきている唯一の団体である。 ④根拠法令：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
28 林務管理課	令和5年度 大分県森林クラウドシステム運用保守支援業務委託契約	令和5年4月3日	大分市中島西2丁目1番3号 株式会社パスコ 大分支店	5,500,000 円	①本業務は、大分県森林クラウドシステムの利用、運用、更新を行うものである。 ②本システムの開発やデータサーバの運用管理は株式会社パスコが行っているため、他者が本システムにアクセスし、当該業務を遂行することは不可能である。 ③根拠法令：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
29 林務管理課	令和5年度 森林地図情報システム保守委託業務	令和5年4月3日	大分市東春日町17番57号 株式会社オーイーシー	1,100,000 円	①本業務は、大分県森林地図情報システムの保守を行うものである。 ②本システムは(株)オーイーシーが開発したシステムであり、利用には専用のアプリケーションが必要である。また、適切かつ円滑な保守業務を遂行するためには、本システムのプログラム、仕組、森林計画業務との連携を深く理解している必要がある。 ③上記の条件を満たすのは株式会社オーイーシーのみである。 ④根拠法令：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
30 林務管理課	令和5年度 森林環境譲与税活用支援センター運営業務委託	令和5年4月3日	大分県大分市花園2丁目6番46号 公益財団法人森林ネットおおいた	14,982,000 円	①本業務は、市町村に対するきめ細やかな支援、とりわけ新たな施策立案や事業執行管理、森林林業に関する技術指導、他市町村の取組の具体的内容の把握、事業の受け皿となる事業体との連携に対する支援を行うため、森林環境譲与税活用支援センターを設置するものである。 ②その受託者は、県内の森林、林業及びその担い手や労働力の状況、森林整備に関する調査や設計監督などの業務に精通し、公平性を担保できる者でなければ、効率的で効果的な事業実施が望めず、その目的の達成が著しく損なわれる恐れがある。 ③②に掲げる技術・条件を有する者は公益財団法人森林ネットおおいたのみである。 ④根拠法令：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

農林水産部

随意契約件数

149

件

金額

1,099,478,413 円

契約担当課・所名	契約の名称及び内容	契約年月日	契約の相手方の所在地及び名称	契約金額	随意契約理由及び地方自治法施行令適用条項
31 林務管理課	令和5年度高性能林業機械VR研修委託業務	令和5年4月14日	大分市花園2丁目6番46号 公益財団法人森林ネットおおいた	1,507,000 円	①本業務は、大分県林業研修所に設置したハーベスタシミュレータを使用して研修業務を行うものである。 ②契約の目的を継続的、効果的、効率的に達成するため、当該契約の内容が本来の業務内容と密接な関係を有する相手方(指定管理者)と契約を締結することが必要不可欠である。 ③上記条件を有する者は公益財団法人森林ネットおおいたのみである。 ④根拠法令:地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
32 森林保全課	令和5年度森の先生派遣事業委託業務	令和5年4月1日	大分市高崎3丁目6番11号 特定非営利活動法人 グリーンインストラクターおおいた	7,640,000 円	①本業務は県内の小中学校等に森林に関する専門的な知識を有する森の先生を派遣し、子ども達の森林や自然に関する理解や関心を高め、次世代の森林づくりを担う青少年を育成する業務である。 ②森の先生を派遣するためには、森林体験活動や森林環境教育に深い知識と経験を持つ会員を県下各地に持ち県内の野外活動を行う団体や森林環境教育指導者等との連携が強く、事業執行が担保できる法人組織であることが必要である。 ③県内で上記のことのできる者は、特定非営利活動法人グリーンインストラクターおおいたのみである。 ④根拠法令:地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
33 森林保全課	令和5年度森林林業教育促進事業委託	令和5年4月3日	大分市横尾4225番地 森づくり人材育成協議会	3,520,000 円	①本業務は、大分の豊かな森林づくりを担い支える豊かな感性を持った人材を育成するため、森林・林業教育指導者の育成や体験教室の開催、指導者の派遣等に取り組むものである。 ②森林を活用した学習の推進や大分の森林を守り育てる人材の育成を図り、子どもたちの多様な資質・能力を育むこと及び適切な森林管理や整備に資する必要がある。 ③県内で上記のことのできる者は、森づくり人材育成協議会のみである。 ④根拠法令:地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
34 森林保全課	令和5年度森林づくりボランティア支援センター事業委託業務	令和5年4月3日	大分市高崎3丁目6番11号 特定非営利活動法人 グリーンインストラクターおおいた	2,959,000 円	①本業務は、森林づくりボランティア情報の提供等を行う森林づくりボランティアセンターの運営を行うものである。 ②森林ボランティア活動や森林環境教育に深い造詣があり、森林ボランティア団体との連携が強く、安定した事業執行できる者である必要がある。 ③県内で上記のことのできる者は、特定非営利活動法人グリーンインストラクターおおいたのみである。 ④根拠法令:地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
35 森林保全課	令和5年度平成森林公園専用水道水道施設管理業務委託	令和5年4月1日	大分市豊饒2丁目11番3号 公益社団法人 大分県薬剤師会	1,135,200 円	①本業務は、県民の森平成森林公園専用水道における、水道施設の管理に関する技術上の業務及び給水装置の管理に関する技術上の業務を行うものである。 ②これを行うには水道技術管理資格を有する必要がある。 ③水道法第19条第2項の規定により、水道技術管理者が水質検査や給水の緊急停止等の業務に従事または監督しなければならない。また、水道法施行令第9条第1号の規定により、水道技術管理と水質検査業務を一体的に行う必要がある。前記水質検査は水道法第20条第3項の規定により厚生労働省登録水質検査機関で行うこととされており、県内に検査施設を有する登録機関は公益社団法人大分県薬剤師会のみである。 ④根拠法令:地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

農林水産部

随意契約件数

149

件

金額

1,099,478,413 円

契約担当課・所名	契約の名称及び内容	契約年月日	契約の相手方の所在地及び名称	契約金額	随意契約理由及び地方自治法施行令適用条項
36 森林保全課	令和5年度大分県鳥獣行政推進事業委託業務	令和5年4月1日	大分市顕徳町2丁目6-13 一般社団法人 大分県猟友会	7,824,582 円	①本業務は、鳥獣行政の補助・推進を目的として、県の職員だけでなく、鳥獣の保護・管理等鳥獣に関する知識を有する狩猟者が、森林の巡回等を行うものである。 ②鳥獣の保護や管理、狩猟の適正化については、森林等での巡回及び調査業務を適宜行う必要があり、傷病鳥獣や鳥インフルエンザ等への対応等専門的な知識を有することが求められる。 ③狩猟免許を有している等専門知識を持つ狩猟者を束ね、業務を効率的かつ正確に執行できる組織力と機動力がある団体は一般社団法人大分県猟友会のみである。 ④根拠法令：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
37 森林保全課	令和5年度造林補助システム保守管理委託業務	令和5年4月1日	大阪府大阪市浪速区敷津東1丁目3番47号 株式会社クボタ グローバルICT本部 ICT推進第三部	3,751,000 円	①本業務は、国・県の補助制度に対応した補助金申請や検査、補助金額の査定などの業務を支援する「造林補助システム」を適正に運用するために、当該システムの保守管理等を行うものである。 ②当該業務を行うためには、高度の技術力と当該システムに精通していること、造林補助制度と補助金算出の仕組みを十分に理解していることが要求される。 ③当該システムについては、令和3年度にクボタシステムズ(株)にて委託開発されたシステムで、その設計、構築から導入までの一連の開発作業が同社にて行われており、システムを細部まで熟知している者は、同社のみである。なお、同社は令和4年7月に親会社である(株)クボタに吸収合併された。 ④根拠法令：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
38 森林保全課	令和5年度県営林事業委託	令和5年4月3日	大分市花園二丁目6番46号 公益財団法人 森林ネットおおいた	92,840,000 円	①本業務は、県下全域の県営林の伐採・保育事業(間伐等)及びその事業等に必要作業道の開設事業を行うものである。 ②県営林(県有林、県行分収林及び県民有林)を一体的、効率的に管理運営するため、森林経営委託に係る公募を実施した結果、令和4年度から令和9年までの期間において、公益財団法人森林ネットおおいたと森林経営委託契約を締結したところである。 ③本業務は、森林経営委託契約第6条に基づき森林経営計画を樹立した森林に対する森林経営委託契約第4条による事業の実施であることから、公益財団法人森林ネットおおいたに委託するものである。 ④根拠法令：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
39 森林保全課	令和5年度県営林産物(間伐材等)処分事業委託	令和5年4月3日	大分市花園二丁目6番46号 公益財団法人 森林ネットおおいた	11,660,000 円	①本業務は、搬出間伐事業の実施において生産された素材の処分(販売)を行うものである。 ②令和4年度に公益財団法人森林ネットおおいたと締結した森林経営委託契約に基づく業務であり、県営林事業委託のうち、搬出間伐事業の実施において生産された素材の処分(販売)を迅速かつ効率的に実施するため行うもの。 ③本業務は、森林経営委託契約第4条第1項第3号に基づくものであり、同契約第4条第1項第2号に基づく間伐事業で生産された間伐材の処分業務を対象としているため、公益財団法人森林ネットおおいたに委託するものである。 ④根拠法令：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

農林水産部

随意契約件数

149

件

金額

1,099,478,413 円

契約担当課・所名	契約の名称及び内容	契約年月日	契約の相手方の所在地及び名称	契約金額	随意契約理由及び地方自治法施行令適用条項
40 森林保全課	令和5年度県営林管理業務委託	令和5年4月1日	大分市花園二丁目6番46号 公益財団法人 森林ネットおおいた	31,570,000 円	①本業務は、県営林の森林経営計画の作成及び管理運営、保護管理、主伐処分補助を行うものである。 ②森林経営計画の作成及び管理運営並びに保護管理については、令和4年度に公益財団法人森林ネットおおいたと締結した森林経営委託契約第4条に基づく業務である。主伐処分補助については、県営林の現況を熟知し、森林・林業に関する知識、技術及び指導体制を有していることに加え、公益性を有して所有者に接する必要がある。 ③森林経営計画の作成及び管理運営並びに保護管理については、森林経営委託契約に基づくものであり、主伐処分補助業務についても、同委託契約の経緯から公益財団法人森林ネットおおいたが上記の能力を有しており適切である。 ④根拠法令：地方自治法施行令167条の2第1項第2号
41 水産振興課	令和5年度 大分県保護水面 管理委託	令和5年4月1日	大分市府内町3丁目5番7号 大分県漁業協同組合	2,280,000 円	①本業務は、本県が指定した保護水面の管理を行うものである。 ②これを行うためには、現地巡回による監視が必要であり、適切な監視の実施を考えた場合、県の事業担当者が実施することは合理的では無い。 ③上記の管理を適切に実施できる者は、事業実施目的を十分に認識し、現地の把握ができており、管理体制(船舶等)も整備されている大分県漁業協同組合のみである。 ④根拠法令：地方自治法施行令167条の2第1項第2号
42 水産振興課	令和5年度 種苗生産等事業委託	令和5年4月1日	国東市国東町鶴川1006番地の1 大分県漁業公社	63,414,000 円	①本業務は、資源管理等に取り組む漁業者が種苗を放流する際、県が上乗せ支援を行うものである。 ②これを行うためには、漁業者の多様な放流希望魚種を生産する種苗生産技術が必要である。 ③上記技術を有する者は、大分県漁業公社のみである。 ④根拠法令：地方自治法施行令167条の2第1項第2号
43 水産振興課	令和5年度 漁業指導監督用海岸局 委託業務	令和5年4月1日	宮崎県日南市大字下方字外浜 2361番地1 宮崎県無線漁業協同組合連合会	5,891,600 円	①本業務は、海上における安全操業及び安全航行の確保に重要なものである。 ②これを行うためには、大分県漁船の必要とする情報を提供できる体制を備えた無線局でなければならない。 ③上記の条件を備えた無線局は、宮崎県無線漁業協同組合連合会のみである。 ④根拠法令：地方自治法施行令167条の2第1項第2号
44 漁港漁村整備課	令和5年度漁港監視業務委託	令和5年4月1日	大分市府内町3丁目5番7号 大分県漁業協同組合	1,335,840 円	①本業務は、大分県が管理する11漁港を監視するものである。 ②これを行うためには、常日頃から漁港内を巡回し、状況を詳細に把握しておく必要がある。 ③上記の条件を有する者は、漁港に隣接する形で店舗を構えている大分県漁業協同組合のみである。 ④根拠法令：地方自治法施行令167条の2第1項第2号

農林水産部

随意契約件数

149

件

金額

1,099,478,413 円

契約担当課・所名	契約の名称及び内容	契約年月日	契約の相手方の所在地及び名称	契約金額	随意契約理由及び地方自治法施行令適用条項
45 漁港漁村整備課	竹田津漁港漂着物撤去作業委託	令和5年4月24日	豊後高田市香々地4089番地 株式会社 菅組	1,699,500 円	①本業務は、竹田津漁港に漂着した流木等の撤去を行うものである。 ②近接する浜手川の流れを阻害するおそれがあるため、緊急に対応する必要がある。 ③「災害時における漁港の緊急応急対策業務等に関する協定」により当該漁港を担当し、迅速に対応が可能な当該業者と契約を締結する。 ④根拠法令：地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
46 新規就業・経営体支援課	令和5年度 おおいた農業経営・就農支援センター 経営サポート活動委託業務契約	令和5年5月1日	大分市舞鶴町1-3-30 一般社団法人大分県農業会議	4,387,650 円	①本業務は、新規就農者の確保の他、農業者における農業経営の法人化、円滑な経営継承及び雇用就農者等の多様な経営課題にスピード感をもって適切に対応する就農サポート及び経営サポートを総合的に実施するものである。 ②これを行うためには、農業経営の合理化の支援、担い手組織の運営支援など、農業経営をする者への総合的な支援を県内全域で行う必要がある。 ③上記の技術を有する者は一般社団法人大分県農業会議のみである。 ④根拠法令：地方自治法施行令第167条の2第1項第2項
47 新規就業・経営体支援課	おおいた認定農業者組織ネットワーク 活動支援業務委託	令和5年4月17日	大分市舞鶴町1-3-30 一般社団法人大分県農業会議	1,182,410 円	①本業務は、県内認定農業者に対して、研修会や関係機関との意見交換会等を実施するものである。 ②これを行うためには、農業経営合理化や担い手組織の運営支援などに精通している必要がある。 ③上記条件を有する者は、大分県農業会議のみである。 ④根拠法令：地方自治法施行令第167条の2第1項第2項
48 新規就業・経営体支援課	大分県農業法人協会運営支援業務委託	令和5年4月17日	大分市舞鶴町1-3-30 一般社団法人大分県農業会議	1,290,610 円	①本業務は、県内認定農業者に対して、研修会や関係機関との意見交換会等を実施するものである。 ②これを行うためには、農業経営合理化や担い手組織の運営支援などに精通している必要がある。 ③上記条件を有する者は、大分県農業会議のみである。 ④根拠法令：地方自治法施行令第167条の2第1項第2項
49 新規就業・経営体支援課	令和5年度 県外移住就農促進イベント運営管理 業務委託	令和5年5月15日	千葉県千葉市中央区新千葉2-8-10 株式会社あぐりーん	5,577,000 円	①本業務は、大分への移住就農者増加を図ることを目的とした都市圏在住者に対する本県での新規就農に関するセミナー・相談会を開催する際の運営管理業務である。 ②これを行うためには、ターゲットとなる都市圏在住の就農希望者への的確で効率的な情報提供やイベントを企画運営するためのノウハウが必要である。 ③上記理由により企画提案競技を実施し、審査した結果「株式会社あぐりーん」を契約相手方として選定したものである。 ④根拠法令：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

農林水産部

随意契約件数

149

件

金額

1,099,478,413 円

契約担当課・所名	契約の名称及び内容	契約年月日	契約の相手方の所在地及び名称	契約金額	随意契約理由及び地方自治法施行令適用条項
50 水田畑地化・集落営農課	令和5年度 水田畑地化推進事業委託契約	令和5年4月3日	由布市庄内町柿原302番地 由布市農業再生協議会	1,229,000 円	①本業務は、由布市の営農計画書配布農家を対象に、農地出し手意向、担い手意向調査を実施し、結果をとりまとめて水田畑地化推進候補農地、担い手候補者一覧を作成するものである。 ②これを行うためには由布市の水田農業(農地・作付計画)情報が必要である。 ③上記情報を有するものは由布市農業再生協議会のみである。 ④根拠法令:地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
51 水田畑地化・集落営農課	令和5年度 水田畑地化推進事業委託契約	令和5年4月3日	大分市荷揚町2番31号 大分市農業再生協議会	1,500,000 円	①本業務は、大分市の営農計画書配布農家を対象に、農地出し手意向、担い手意向調査を実施し、結果をとりまとめて水田畑地化推進候補農地、担い手候補者一覧を作成するものである。 ②これを行うためには大分市の水田農業(農地・作付計画)情報が必要である。 ③上記情報を有するものは大分市農業再生協議会のみである。 ④根拠法令:地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
52 水田畑地化・集落営農課	令和5年度 水田畑地化推進事業委託契約	令和5年4月3日	佐伯市中村南町1-1 佐伯市農業再生協議会	1,010,000 円	①本業務は、佐伯市の営農計画書配布農家を対象に、農地出し手意向、担い手意向調査を実施し、結果をとりまとめて水田畑地化推進候補農地、担い手候補者一覧を作成するものである。 ②これを行うためには佐伯市の水田農業(農地・作付計画)情報が必要である。 ③上記情報を有するものは佐伯市農業再生協議会のみである。 ④根拠法令:地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
53 水田畑地化・集落営農課	令和5年度 水田畑地化推進事業委託契約	令和5年4月3日	豊後大野市三重町市場1200 豊後大野市農業再生協議会	1,290,000 円	①本業務は、豊後大野市の営農計画書配布農家を対象に、農地出し手意向、担い手意向調査を実施し、結果をとりまとめて水田畑地化推進候補農地、担い手候補者一覧を作成するものである。 ②これを行うためには豊後大野市の水田農業(農地・作付計画)情報が必要である。 ③上記情報を有するものは豊後大野市農業再生協議会のみである。 ④根拠法令:地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
54 水田畑地化・集落営農課	令和5年度 水田畑地化推進事業委託契約	令和5年4月3日	竹田市大字会々1650 竹田市農業再生協議会	1,468,000 円	①本業務は、竹田市の営農計画書配布農家を対象に、農地出し手意向、担い手意向調査を実施し、結果をとりまとめて水田畑地化推進候補農地、担い手候補者一覧を作成するものである。 ②これを行うためには竹田市の水田農業(農地・作付計画)情報が必要である。 ③上記情報を有するものは竹田市農業再生協議会のみである。 ④根拠法令:地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

農林水産部

随意契約件数

149

件

金額

1,099,478,413 円

契約担当課・所名	契約の名称及び内容	契約年月日	契約の相手方の所在地及び名称	契約金額	随意契約理由及び地方自治法施行令適用条項
55 水田畑地化・集落営農課	令和5年度 水田畑地化推進事業委託契約	令和5年4月3日	日田市田島2丁目6-1 日田市農業再生協議会	1,500,000 円	①本業務は、日田市の営農計画書配布農家を対象に、農地出し手意向、担い手意向調査を実施し、結果をとりまとめて水田畑地化推進候補農地、担い手候補者一覧を作成するものである。 ②これを行うためには日田市の水田農業(農地・作付計画)情報が必要である。 ③上記情報を有するものは日田市農業再生協議会のみである。 ④根拠法令:地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
56 水田畑地化・集落営農課	令和5年度 水田畑地化推進事業委託契約	令和5年4月3日	宇佐市別府611 宇佐市農業再生協議会	1,477,000 円	①本業務は、宇佐市の営農計画書配布農家を対象に、農地出し手意向、担い手意向調査を実施し、結果をとりまとめて水田畑地化推進候補農地、担い手候補者一覧を作成するものである。 ②これを行うためには宇佐市の水田農業(農地・作付計画)情報が必要である。 ③上記情報を有するものは宇佐市農業再生協議会のみである。 ④根拠法令:地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
57 水田畑地化・集落営農課	令和5年度 水田畑地化推進事業委託契約	令和5年4月3日	中津市三光原口644-7 中津市農業再生協議会	1,500,000 円	①本業務は、中津市の営農計画書配布農家を対象に、農地出し手意向、担い手意向調査を実施し、結果をとりまとめて水田畑地化推進候補農地、担い手候補者一覧を作成するものである。 ②これを行うためには中津市の水田農業(農地・作付計画)情報が必要である。 ③上記情報を有するものは中津市農業再生協議会のみである。 ④根拠法令:地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
58 森林保全課	令和5年度 県営採種園・採穂園維持管理委託業務	令和5年5月15日	大分市花園2丁目6番51号 大分県樹苗生産農業協同組合	2,145,000 円	①本業務は県営採種園・採穂園について、下刈りや剪定などの維持管理を行うものである。 ②これを行うためには、種子や穂木の採取の効率性、採取母樹の健全な育成に関わるため、採取作業自体に精通している必要がある。とりわけ剪定作業については、その後の伸長等を見越した技術が必要であり、これは将来の採取量を大きく左右する。 ③上記技術を有する者は、大分県樹苗生産農業協同組合のみである。 ④根拠法令:地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
59 森林保全課	令和5年度 大分ジビエ普及推進事業委託	令和5年5月18日	大分県大分市大手町3丁目1番1号 大分ジビエ振興協議会	3,117,000 円	①本業務は、県産ジビエの普及を図るため、県産ジビエを新たに取り扱う飲食店等に向けたセミナーを開催するとともに、ジビエ料理の提供やPRIに向けた取組を支援するものである。 ②大分ジビエ振興協議会は、狩猟または有害鳥獣捕獲等により捕獲された野生鳥獣の食肉等への利活用を促進し、適正な捕獲・解体処理・加工処理による安定供給体制、販売体制の強化を図ることにより、地域の活性化と農林水産物等への被害軽減に資することを目的に平成29年11月16日に設立された団体である。 ③県内で上記のことができる者は、大分ジビエ振興協議会のみである。 ④根拠法令:地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

農林水産部

随意契約件数

149

件

金額

1,099,478,413 円

契約担当課・所名	契約の名称及び内容	契約年月日	契約の相手方の所在地及び名称	契約金額	随意契約理由及び地方自治法施行令適用条項
60 森林保全課	令和5年度 大分県営林J-クレジット対象林分 調査事業契約	令和5年5月15日	大分市花園二丁目6番46号 公益財団法人 森林ネットおおいた	2,580,000 円	①本業務はJ-クレジット登録申請に必要な調査を行うものである。 ②これを行うためには、県営林全体を一体的・効率的に管理経営することを目的とした大分県営林森林経営委託契約(R4～10)を県と締結していることが必要である。また、調査に必要な専門的な技術・知識を有し、過去に調査実績があり調査結果も良好であることも必要である。 ③上記資格や技術を有する者は左記の相手方のみである。 ④根拠法令:地方自治法施行令167条の2第1項第2号
61 森林保全課	令和5年度 大分県営林立木調査事業委託契約	令和5年5月15日	大分市花園二丁目6番46号 公益財団法人 森林ネットおおいた	53,020,000 円	①本業務は、県下全域の県民有林のうち、県民有林分収造林契約第18条第4項に基づく、確定材積の算定に必要な立木材積を把握するために実施する毎木調査の委託を行うものである。 ②これを行うためには、県営林全体を一体的・効率的に管理経営することを目的とした大分県営林森林経営委託契約(H29～R4)を県と締結していることが必要である。また、調査に必要な専門的な技術・知識を有し、過去に調査実績があり調査結果も良好であることも必要である。 ③上記資格や技術を有する者は左記の相手方のみである。 ④根拠法令:地方自治法施行令167条の2第1項第2号
62 漁業管理課	連続流れ方式栄養塩分析装置賃貸 借契約	令和5年4月1日	福岡県福岡市博多区店屋町1-35 三菱HCキャピタル株式会社九州法人支店	2,092,200 円	①赤潮発生の主な原因として海水中の栄養塩(アンモニア、硝酸、亜硝酸、リン等)が密接に関係していることから、それらの季節変動を把握する必要がある。以上のことから本業務は、大分県沿岸の栄養塩の監視及び測定を行うものである。 ②これを行うためには、観測機器として連続流れ方式栄養塩分析装置が必要となる。 ③そこで、R元～R3年の新型養殖マグロ成長産業化推進事業にて長期リース契約をしていた連続流れ方式栄養塩分析装置を引き続き利用することが、経費削減や使い慣れた機材を使用できる作業効率等の面から最適であると考えられる。 ④根拠法令:地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
63 漁業管理課	令和5年度 漁業取締船燃料費(免税軽油)	令和5年4月1日	大分市中央町2-9-24大樹生命ビル7F 株式会社ENEOSフロンティア 大分宮崎直轄事業部	16,565,175 円	①本業務は、本件所有の船舶に使用する燃料(免税軽油)の購入を行うもの。 ②中津市から佐伯市までの県内沿岸全域において違反漁船等に的確に対応するため、県内各地で給油できる態勢が必要である。そのため、対応できる特殊な小型ローリーを有している必要がある。 ③この条件を満たしているのは本契約事業者2者しかない。 ④根拠法令:地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 ⑤単価契約:122.705円/L

農林水産部

随意契約件数

149

件

金額

1,099,478,413 円

契約担当課・所名	契約の名称及び内容	契約年月日	契約の相手方の所在地及び名称	契約金額	随意契約理由及び地方自治法施行令適用条項
64 漁業管理課	令和5年度 漁業取締船燃料費(免税軽油)	令和5年4月1日	大分市新川西一丁目6番12号 株式会社アーク	16,197,060 円	<p>①本業務は、本件所有の船舶に使用する燃料(免税軽油)の購入を行うもの。</p> <p>②中津市から佐伯市までの県内沿岸全域において違反漁船等に的確に対応するため、県内各地で給油できる態勢が必要である。そのため、対応できる特殊な小型ローリーを有している必要がある。</p> <p>③この条件を満たしているのは本契約事業者2者しかいない。</p> <p>④根拠法令：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p> <p>⑤単価契約：122.705円/L</p>
65 漁業管理課	新型養殖ブリ生け簀網環境負荷軽減 調査委託業務	令和5年5月10日	山口県下関市永田本町2丁目7番1号 国立研究開発法人水産研究・教育機構 水産大 学校	1,650,000 円	<p>①佐伯湾では、ブリ養殖による海底汚染によって赤潮の発生および長期化が懸念されている。本業務は、環境に優しく、持続的養殖生産を可能にするため、漁場海底における汚染状況やその要因について調査するものである。</p> <p>②これを行うためには、ブリ養殖が海洋に与える環境負荷と、それらが赤潮に与える影響について総合的に解析する必要がある。</p> <p>③水産大学校は、これまで佐伯湾のブリ漁場の海底環境調査および赤潮調査を実施してきた実績があり、現場の課題に向けた適切な方法について、過去の状況等をふまえて迅速に検証可能な唯一の専門機関である。</p> <p>④根拠法令：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>
66 水産振興課	令和5年度資源造成型栽培漁業推 進事業クルマエビ放流業務	令和5年5月15日	大分市府内町3丁目5番7号 大分県漁業協同組合	5,342,000 円	<p>①本業務は、クルマエビの放流を行う漁業者がかがせ網や囲い網の馴致放流を行うことを条件に、県が上乗せ支援を行うものである。</p> <p>②これを行うためには、放流に関する豊富な経験や馴致放流時の漁業者間の調整などを行う必要がある。</p> <p>③上記の技術等を有するのは、大分県漁業協同組合のみである。</p> <p>④根拠法令：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>
67 地域農業振興課	有機農産物広域出荷体制強化事業 事務委託	令和5年5月29日	大分県宇佐市安心院町且尾945 株式会社安心院オーガニックファーム内 おおいた有機野菜等販路流通組織設立準備室	4,124,000 円	<p>①本業務は、本県における有機農産物の共同出荷組織の販売計画等について検討し、有機農産物の需要が高まっている県外都心部をターゲット地域として流通ルートを設定することで、県産有機農産物の広域出荷体制の強化を図るものである。</p> <p>②おおいた有機野菜等販路流通組織設立準備室は、県下の有機農業者の情報を把握していること、県が目標としている有機農産物の販売額の拡大に理解があること、公的機関等における事業実績がある者を構成員に含むことなど、業務を効率的かつ効果的に執行できる管理運営体制にある。</p> <p>③上記理由により、おおいた有機野菜等販路流通組織設立準備室を相手方として選定したものである。</p> <p>④根拠法令：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

農林水産部

随意契約件数

149

件

金額

1,099,478,413 円

契約担当課・所名	契約の名称及び内容	契約年月日	契約の相手方の所在地及び名称	契約金額	随意契約理由及び地方自治法施行令適用条項
68 大分県農林水産研究指導センター畜産研究部	令和5年度第2四半期飼料単価契約	令和5年6月30日	大分市花園三丁目2番10号 大分県農業協同組合	6,561,492 円	①本契約は、牛の飼料購入に係る単価契約である。 ②各発育過程、飼養形態に対する家畜への飼料給与については、県等が監修する給与マニュアルが策定されている。この各給与マニュアルに基づき当研究部では飼料給与を行っており、牛の飼育等の試験研究に必要である。 ③上記マニュアルに基づく銘柄の一部を取り扱う業者が当事業者のみであった。 ④根拠法令：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 ⑤単価契約：豊後牛肥育前期 83.480円/kg、豊後牛肥育後期 81.630円/kg、豊後牛育成期用L 101.780円/kg、肉牛肥育用エクセレント 89.100円/kg、新直接検定専用飼料 2,690,000円/20kg、がんばんれ大分っ子 97.550円/kg、よこづなづくり 3,400,000円/kg
69 大分県農林水産研究指導センター畜産研究部	令和5年度第2四半期飼料単価契約	令和5年6月30日	大分市大字廻栖野3231番地 大分県酪農業協同組合	2,137,520 円	①本契約は、牛の飼料購入に係る単価契約である。 ②各発育過程の乳牛・子牛等に対する飼料給与については、全国酪農業協同組合連合会が監修する給与マニュアルが策定されている。この各給与マニュアルに基づき当研究部では飼料給与を行っており、牛の飼育等の試験研究に必要である。 ③上記マニュアルに基づく銘柄の一部を取り扱う業者が当事業者のみであった。 ④根拠法令：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 ⑤単価契約：育成前期 2,827円/20kg、育成後期 2,651円/20kg、ニューメイク 2,882円/20kg、ハイバースフード 3,135円/kg、大酪エスプラス 67,100円/t
70 農林水産研究指導センター水産研究部	漁業調査船「豊洋」漁船保険	令和5年6月23日	大分市府内町3丁目5番7号 日本漁船保険組合大分県支所	2,492,492 円	①漁船保険は、漁船の事故等による損害等を補填し、漁業経営の安定化に資することを目的として、漁船損害等補償法の規定に基づき漁船保険組合が行う保険制度である。 ②加入区ごとの指定漁船が全船加入することにより、国からの掛金補助を受けられることができ、大分県も全船加入を奨励している。 ③県内では、日本漁船保険組合大分県支所のみが要件に合う保険事業を実施している。 ④根拠法令：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
71 新規就業・経営体支援課	令和5年度農業経営継承推進事業委託業務	令和5年4月3日	大分市舞鶴町一丁目3番30号STビル701 一般社団法人大分県農業会議	7,337,760 円	①本業務は経営継承のステップに応じた支援体制を構築し、担い手の若返りによる経営規模の拡大、産出額の維持・向上に繋げるものである。 ②これを行うためには、広く農業経営を営む者との関わりや経営継承に関連した情報があり、農業経営者のライフサイクルに応じた経営課題として、円滑な経営継承に対応するための個別経営支援を行っている必要がある。 ③上記を効率的かつ効果的に遂行できるのは、一般社団法人大分県農業会議のみである。 ④根拠法令：地方自治法施行令第167号の2第1項第2号

農林水産部

随意契約件数

149

件

金額

1,099,478,413 円

契約担当課・所名	契約の名称及び内容	契約年月日	契約の相手方の所在地及び名称	契約金額	随意契約理由及び地方自治法施行令適用条項
72 新規就業・経営体支援課	令和5年度未来につなぐ農業経営継承塾運営委託業務	令和5年6月7日	神奈川県川崎市幸区中幸町3-26-24-1207 株式会社ケミストリー	3,700,400 円	①本業務は、基幹的農業従事者の減少及び高齢化が進行するなか、スムーズな経営継承による担い手の若返り、経営規模の拡大、産出額の維持・向上に繋げるため、経営継承計画の作成を推進するものである。 ②これを行うためには、多種多様な農業者の経営継承計画の作成を支援し、体系だったカリキュラムの構成や最適な専門家の派遣が必要である。 ③上記理由により企画提案競技を実施し、審査した結果「株式会社ケミストリー」を契約相手方として選定したものである。 ④根拠法令：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
73 おおいたブランド推進課	令和5年度6次産業化オンライン商談会等運営委託業務	令和5年6月27日	別府市石垣東10丁目4-1-605 ユフ企画	1,554,000 円	①本業務は、オンラインでの商談会及び首都圏での試食展示会を行うものである。 ②これを行うためにはオンライン商談における一般的な流れやノウハウなどの実務に精通し、かつ全国の幅広いパイヤーとコネクションを有していることが必要である。 ③上記条件を満たす事業者として、企画提案競技の結果、ユフ企画が実施主体となった。 ④根拠法令：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
74 畜産振興課	令和5年度大分らしい和牛肉生産流通戦略事業(大分県独自血統維持拡大対策)	令和5年4月3日	大分市古国府六丁目4番1号 大分県和牛育種組合連絡協議会	7,900,000 円	①本事業は、大分らしい和牛肉の生産基盤の維持拡大を目的とし、本県独自血統種雄牛及び肉用繁殖雌牛を生産確保するため、計画交配及び雌牛保留を推進する。 ②本組織は、県内における唯一の和牛育種を行う組織であるため、本事業を実施できる団体は大分県和牛育種組合連絡協議会のみである。 ③根拠法令：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
75 畜産振興課	令和5年度家畜品評会等出品技術継承事業	令和5年4月3日	大分市古国府六丁目4番1号 大分県和牛育種組合連絡協議会	2,000,000 円	①本事業は次回全共の出品にむけて、出品技術の継承対策を行うと共に、出品候補牛確保対策を実施する。 ②本組織は、県内における唯一の和牛育種を行う組織である。本事業を効率的に推進するためには、県下各地域の和牛育種組合間の調整を行う必要がある。 ③本事業を実施できる団体は大分県和牛育種組合連絡協議会のみである。 ④根拠法令：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

農林水産部

随意契約件数

149

件

金額

1,099,478,413 円

契約担当課・所名	契約の名称及び内容	契約年月日	契約の相手方の所在地及び名称	契約金額	随意契約理由及び地方自治法施行令適用条項
76 畜産振興課	令和5年度畜産コンサルタント委託事業(畜産経営技術高度化促進事業)	令和5年4月1日	大分市古国府六丁目4番1号 公益社団法人大分県畜産協会	2,643,000 円	①本業務は高度な経営分析に基づく財務管理や生産技術の改善指導、畜産関係情報体制の整備等に精通した専門機関に委託することで、効率的な事業の実施を図るものである。 ②これを行うには高度な専門技術や、畜産に精通する体制をもっている必要がある。 ③上記のような専門性を持ち、畜産農家の経営診断を主要業務としている専門機関は県下で公益社団法人大分県畜産協会のみである。 ④根拠法令：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
77 農村整備計画課	R5国営緊急農地再編整備事業駅館川地区確定測量委託業務	令和5年5月29日	大分市城崎町2丁目2番25号 大分県土地改良事業団体連合会	13,750,000 円	①本業務は、国営緊急農地再編整備事業駅館川地区の確定測量を実施するものである。 ②確定測量は、換地業務に密接に関係しており、切り離して実施することは不可能であるため、換地業務を実施する大分県土地改良事業団体連合会と随意契約するもの。 ③根拠法令：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
78 農村整備計画課	R5国営緊急農地再編整備事業駅館川地区換地委託業務	令和5年5月29日	大分市城崎町2丁目2番25号 大分県土地改良事業団体連合会	29,700,000 円	①本業務は、国営緊急農地再編整備事業駅館川地区の換地業務を委託するものである。 ②本業務は、国の指導に基づき、土地改良換地士の資格を持った者に行わせる必要があるが、資格所有者が大分県土地改良事業団体連合会にしかいないため、当団体と随意契約を締結するもの。 ③根拠法令：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
79 農村基盤整備課	令和5年度田んぼダム推進方針資料作成委託業務	令和5年6月7日	大分県大分市城崎町2丁目2番25号 大分県土地改良事業団体連合会	9,020,000 円	①本業務は、「田んぼダム」の治水効果検証のための、水田や水路の水位等のデータ収集及び効果検証結果を踏まえた推進方針を作成するものである。 ②これを行うためには、土地改良法及び土地改良事業に精通し、ほ場整備の換地及び設計の専門的な知識が必要である。 ③上記技術ノウハウを有するのは、大分県土地改良事業団体連合会のみである。 ④根拠法令：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
80 地域農業振興課	画像解析技術を活用した高精度な小ネギの皮むき調製機の開発	令和5年6月16日	神奈川県川崎市川崎区東田町8番地 国立研究開発法人農業・食料産業技術総合研究機構 生物系特定産業技術研究支援センター	37,125,000 円	①本業務は国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構生物系特定産業技術研究支援センター(以下、生研支援センター)が公募した「戦略的スマート農業技術の開発・改良」に採択された「画像解析技術を活用した高精度な小ネギの皮むき調製機の開発」について、大分県農林水産部が代表機関となり、コンソーシアムを形成し技術開発に取り組むもの。 ②委託費の受領に当たり、コンソーシアムの代表機関である大分県農林水産部と生研支援センターとの間で試験研究委託契約の締結が必要である。 ③根拠法令：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

農林水産部

随意契約件数

149

件

金額

1,099,478,413 円

契約担当課・所名	契約の名称及び内容	契約年月日	契約の相手方の所在地及び名称	契約金額	随意契約理由及び地方自治法施行令適用条項
81 林産振興室	令和5年度うまみだけ販売力強化等事業委託業務	令和5年6月15日	大分市都町1-1-1 太陽生命大分ビル1F 株式会社 九州博報堂大分支社	15,994,000 円	①本業務は、大分県産乾しいたけ新ブランド「うまみだけ」の販売店の拡大を図るため、展示商談会への出展、食べる機会の創出、魅力の発信等プロモーションを実施するものである。 ②本業務を委託するにあたり、5者から企画提案を受け、審査した結果、最も優れた企画提案を行った株式会社九州博報堂大分支社と契約したものである。 ③根拠法令：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
82 森林保全課	R5森保第2号 中山地区緊急測量設計委託業務	令和5年7月24日	大分市府内町3-8-25 国土防災技術株式会社	5,445,000 円	①本業務は、令和5年の梅雨前線豪雨により発生した土砂災害の復旧工法を計画するものである。 ②これを行なうためには、降雨による山地災害の発生メカニズムや森林土木事業（治山施設計画）に精通していることが必要とされる。 ③早期復旧に向けて、早急に測量設計を行う必要があるため、業務に精通している左記の者と随意契約を締結するもの。 ④根拠法令：地方自治法施行令第167号の2第1項第5号
83 森林保全課	R5森保第3号 和田ノ迫地区緊急測量設計委託業務	令和5年7月24日	大分市花園2-6-51 一般社団法人大分県治山林道協会	2,893,000 円	①本業務は、令和5年の梅雨前線豪雨により発生した土砂災害の復旧工法を計画するものである。 ②これを行なうためには、降雨による山地災害の発生メカニズムや森林土木事業（治山施設計画）に精通していることが必要とされる。 ③早期復旧に向けて、早急に測量設計を行う必要があるため、業務に精通している左記の者と随意契約を締結するもの。 ④根拠法令：地方自治法施行令第167号の2第1項第5号
84 森林保全課	R5森保第4号 露木地区緊急測量設計委託業務	令和5年7月24日	大分市花園2-6-51 一般社団法人大分県治山林道協会	3,663,000 円	①本業務は、令和5年の梅雨前線豪雨により発生した土砂災害の復旧工法を計画するものである。 ②これを行なうためには、降雨による山地災害の発生メカニズムや森林土木事業（治山施設計画）に精通していることが必要とされる。 ③早期復旧に向けて、早急に測量設計を行う必要があるため、業務に精通している左記の者と随意契約を締結するもの。 ④根拠法令：地方自治法施行令第167号の2第1項第5号
85 森林保全課	R5森保第5号 本入地区緊急測量設計委託業務	令和5年7月24日	大分市花園2-6-51 一般社団法人大分県治山林道協会	3,520,000 円	①本業務は、令和5年の梅雨前線豪雨により発生した土砂災害の復旧工法を計画するものである。 ②これを行なうためには、降雨による山地災害の発生メカニズムや森林土木事業（治山施設計画）に精通していることが必要とされる。 ③早期復旧に向けて、早急に測量設計を行う必要があるため、業務に精通している左記の者と随意契約を締結するもの。 ④根拠法令：地方自治法施行令第167号の2第1項第5号

農林水産部

随意契約件数

149

件

金額

1,099,478,413 円

契約担当課・所名	契約の名称及び内容	契約年月日	契約の相手方の所在地及び名称	契約金額	随意契約理由及び地方自治法施行令適用条項
86 森林保全課	R5森保第6号 小鹿田地区緊急測量設計委託業務	令和5年7月24日	大分市府内町3-8-25 国土防災技術株式会社	1,144,000 円	①本業務は、令和5年の梅雨前線豪雨により発生した土砂災害の復旧工法を計画するものである。 ②これを行なうためには、降雨による山地災害の発生メカニズムや森林土木事業（治山施設計画）に精通していることが必要とされる。 ③早期復旧に向けて、早急に測量設計を行う必要があるため、業務に精通している左記の者と随意契約を締結するもの。 ④根拠法令：地方自治法施行令第167号の2第1項第5号
87 森林保全課	R5森保第7号 月平地区緊急測量設計委託業務	令和5年7月31日	大分市大字三芳1238-1 協同エンジニアリング株式会社	1,848,000 円	①本業務は、令和5年の梅雨前線豪雨により発生した土砂災害の復旧工法を計画するものである。 ②これを行なうためには、降雨による山地災害の発生メカニズムや森林土木事業（治山施設計画）に精通していることが必要とされる。 ③早期復旧に向けて、早急に測量設計を行う必要があるため、業務に精通している左記の者と随意契約を締結するもの。 ④根拠法令：地方自治法施行令第167号の2第1項第5号
88 森林保全課	R5森保第8号 轟前地区緊急測量設計委託業務	令和5年7月31日	由布市挾間町向原1298-1 株式会社サン建コンサルタント	1,210,000 円	①本業務は、令和5年の梅雨前線豪雨により発生した土砂災害の復旧工法を計画するものである。 ②これを行なうためには、降雨による山地災害の発生メカニズムや森林土木事業（治山施設計画）に精通していることが必要とされる。 ③早期復旧に向けて、早急に測量設計を行う必要があるため、業務に精通している左記の者と随意契約を締結するもの。 ④根拠法令：地方自治法施行令第167号の2第1項第5号
89 森林保全課	R5森保第9号 上惣見地区緊急測量設計委託業務	令和5年7月31日	大分市花園2-6-51 一般社団法人大分県治山林道協会	1,078,000 円	①本業務は、令和5年の梅雨前線豪雨により発生した土砂災害の復旧工法を計画するものである。 ②これを行なうためには、降雨による山地災害の発生メカニズムや森林土木事業（治山施設計画）に精通していることが必要とされる。 ③早期復旧に向けて、早急に測量設計を行う必要があるため、業務に精通している左記の者と随意契約を締結するもの。 ④根拠法令：地方自治法施行令第167号の2第1項第5号
90 森林保全課	R5森保第10号 芥紙地区緊急測量設計委託業務	令和5年7月31日	玖珠郡玖珠町大字塚脇163-8 公月測量設計株式会社	990,000 円	①本業務は、令和5年の梅雨前線豪雨により発生した土砂災害の復旧工法を計画するものである。 ②これを行なうためには、降雨による山地災害の発生メカニズムや森林土木事業（治山施設計画）に精通していることが必要とされる。 ③早期復旧に向けて、早急に測量設計を行う必要があるため、業務に精通している左記の者と随意契約を締結するもの。 ④根拠法令：地方自治法施行令第167号の2第1項第5号

農林水産部

随意契約件数

149

件

金額

1,099,478,413 円

契約担当課・所名	契約の名称及び内容	契約年月日	契約の相手方の所在地及び名称	契約金額	随意契約理由及び地方自治法施行令適用条項
91 森林保全課	R5森保第11号 広渡下地区緊急測量設計委託業務	令和5年7月31日	大分市花園2-6-51 一般社団法人大分県治山林道協会	1,078,000 円	①本業務は、令和5年の梅雨前線豪雨により発生した土砂災害の復旧工法を計画するものである。 ②これを行なうためには、降雨による山地災害の発生メカニズムや森林土木事業(治山施設計画)に精通していることが必要とされる。 ③早期復旧に向けて、早急に測量設計を行う必要があるため、業務に精通している左記の者と随意契約を締結するもの。 ④根拠法令：地方自治法施行令第167号の2第1項第5号
92 森林保全課	R5森保第12号 池ノ鶴地区緊急測量設計委託業務	令和5年7月31日	大分市花園2-6-51 一般社団法人大分県治山林道協会	1,408,000 円	①本業務は、令和5年の梅雨前線豪雨により発生した土砂災害の復旧工法を計画するものである。 ②これを行なうためには、降雨による山地災害の発生メカニズムや森林土木事業(治山施設計画)に精通していることが必要とされる。 ③早期復旧に向けて、早急に測量設計を行う必要があるため、業務に精通している左記の者と随意契約を締結するもの。 ④根拠法令：地方自治法施行令第167号の2第1項第5号
93 森林保全課	R5森保第14号 柚木・悪切線緊急測量設計委託業務	令和5年7月31日	由布市挾間町向原1298-1 株式会社サン建コンサルタント	2,970,000 円	①本業務は、令和5年の梅雨前線豪雨により発生した土砂災害の復旧工法を計画するものである。 ②これを行なうためには、降雨による山地災害の発生メカニズムや森林土木事業(治山施設計画)に精通していることが必要とされる。 ③早期復旧に向けて、早急に測量設計を行う必要があるため、業務に精通している左記の者と随意契約を締結するもの。 ④根拠法令：地方自治法施行令第167号の2第1項第5号
94 漁港漁村整備課	R5県委第1-2号 測量設計委託	令和5年7月19日	大分市大字三芳1238番地1 協同エンジニアリング 株式会社	13,340,800 円	①令和5年6月30日からの豪雨災害の影響で、小祝漁港で航路に土砂堆積がおこり、底びき船が出航できない状況。漁業再開のための応急土砂浚渫を行うための航路測量業務となる。 ②協同エンジニアリング(株)は、R元年度の防風柵設計委託として、小祝漁港を現地踏査のうえ、潮位、波浪、風速などのシミュレーションを基にした防風柵検討をおこなっており、他社では緊急測量設計を工期内に完了することができないため。 ③根拠法令：地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
95 漁港漁村整備課	R5県委第1号 調査委託	令和5年7月21日	大分市高江西1丁目4323番地4 タナベ環境工学 株式会社	2,915,000 円	①令和5年6月30日からの豪雨災害の影響で、小祝漁港で航路に土砂堆積がおこり、底びき船が出航できない状況。漁業再開のための応急土砂浚渫を行うための覆砂調査業務となる。 ②タナベ環境工学(株)は、R3年度の災害復旧としての浚渫工事、並びにR4年度の浚渫工事において小祝漁港の覆砂調査を行っており、他社では緊急覆砂調査を工期内に完了することができないため。 ③根拠法令：地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

農林水産部

随意契約件数

149

件

金額

1,099,478,413 円

契約担当課・所名	契約の名称及び内容	契約年月日	契約の相手方の所在地及び名称	契約金額	随意契約理由及び地方自治法施行令適用条項
96 漁港漁村整備課	R5県第1号 漁港災害復旧工事	令和5年7月21日	豊後高田市香々地4089番地 株式会社 菅組	97,077,200 円	①令和5年6月30日からの豪雨災害の影響で、小祝漁港で航路に土砂堆積が おこり、底びき船が出航できない状況。漁業再開のための応急土砂浚渫工事とな る。 ②災害時に緊急に対応できるよう大分県と全国漁港建設協会大分県支部は防 災協定を結んでおり、R5年度の小祝漁港担当は(株)菅組である。今回の豪雨災 害においても、当初より現地確認、漁業者からの被害状況の把握等を行って おり、他社では今回の浚渫工事を工期限内に完了することができないため。 ③根拠法令：地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
97 農林水産研究指導セン ター農業研究部	令和5年度 乾椎茸委託販売契約	令和5年8月1日	豊後大野市三重町市場959-1 大分県椎茸農業協同組合県南支部	1,193,782 円	①本業務は、林業研究部きのこグループが生産する乾椎茸について、販売を委 託するものである。 ②これを行うためには乾椎茸の選別作業・確認作業から販売方法までの一連の 技術・ノウハウが必要である。 ③上記の技術等を有する者は、県内の椎茸生産者で組織する唯一の専門農協 であり、選別作業・確認作業などの際の乾椎茸の取扱いに精通している大分県 椎茸農業協同組合のみである。 ④根拠法令：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
98 農村基盤整備課	令和5年度 R5畑地化(機)宮平埋蔵文化財発掘 調査委託業務	令和5年4月24日	竹田市大字会々1650番地 竹田市	33,300,000 円	①本業務は、水田畑地化推進基盤整備事業宮平地区の埋蔵文化財発掘調査を 実施するものである。 ②大分県教育委員会が各市町村教育委員会あて発出した、平成2年10月19日 付け教委文第1943号「埋蔵文化財包蔵地及びその周辺における開発計画の事 前協議と調査体制の整備について(依頼)」によって、県営の農業基盤整備事業 にかかる埋蔵文化財発掘調査は市が対応することとされているほか、公益性・専 門性の高い調査業務であるため、ノウハウを有している竹田市と随意契約を締 結するものである。 ③根拠法令：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
99 森林保全課	令和5年度 森林作業道作設オペレーター研修運 営管理委託契約	令和5年8月24日	大分県大分市花園2丁目6番46号 公益財団法人森林ネットおおい	1,342,000 円	①本業務は高度な森林作業道の作設技術を有するオペレーターを養成するもの である。 ②上記の者は、定款第4条で「機械化林業の啓発・普及」並びに「林業に関する 研修教育事業」の実施を規定しており、また、県内において路網の整備や高性 能林業機械の活用に必要な総合的な林業研修を行っている唯一の公益法 人である。 ③以上の理由により、本委託業務を実施できる者は(公財)森林ネットおおい か該当しない。 ④根拠法令：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

農林水産部

随意契約件数

149

件

金額

1,099,478,413 円

契約担当課・所名	契約の名称及び内容	契約年月日	契約の相手方の所在地及び名称	契約金額	随意契約理由及び地方自治法施行令適用条項
100 農林水産研究指導センター畜産研究部	令和5年度第3四半期飼料単価契約	令和5年9月29日	大分市花園三丁目2番10号 大分県農業協同組合	5,689,899 円	①本契約は、牛の飼料購入に係る単価契約である。 ②各発育過程、飼養形態に対する家畜への飼料給与については、県等が監修する給与マニュアルが策定されている。この各給与マニュアルに基づき当研究部では飼料給与を行っており、牛の飼育等の試験研究に必要である。 ③上記マニュアルに基づく銘柄の一部を取り扱う業者が当事業者のみであった。 ④根拠法令：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 ⑤単価契約：豊後牛肥育前期 80.010円/kg、豊後牛肥育用後期 78.160円/kg、豊後牛育成期用L 99.000円/kg、肉牛肥育用エクセレント 85.630円/kg、新直接検定専用飼料 2,650,000円/20kg、がんばれ大分っ子 94.770円/kg、よこづなづくり 3,400,000円/kg
101 農林水産研究指導センター畜産研究部	令和5年度第3四半期飼料単価契約	令和5年9月29日	大分市大字廻栖野3231番地 大分県酪農業協同組合	2,091,210 円	①本契約は、牛の飼料購入に係る単価契約である。 ②各発育過程の乳牛・子牛等に対する飼料給与については、全国酪農業協同組合連合会が監修する給与マニュアルが策定されている。この各給与マニュアルに基づき当研究部では飼料給与を行っており、牛の飼育等の試験研究に必要である。 ③上記マニュアルに基づく銘柄の一部を取り扱う業者が当事業者のみであった。 ④根拠法令：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 ⑤単価契約：育成前期 2,794円/20kg、育成後期 2,618円/20kg、ニューメイク 2,849円/20kg、ハイバースフード 3,102円/kg、大酪エスプラス 65,340円/t
102 農林水産研究指導センター水産研究部	赤潮・データ収集委託業務	令和5年4月1日	大分市大津町1-20-3 シーアイファクトリー株式会社	1,430,000 円	①本業務は、自動昇降式観測機を用いて、赤潮原因種の監視・データ収集を行うものである。 ②この業務は、既に導入済の24時間監視ができる観測機1台体制で監視・データ収集を実施する必要がある。 ③本業務を実施できるのは、観測機の管理・運用を行う環境システム株式会社の代理店であるシーアイファクトリー株式会社のみである。 ④根拠法令：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
103 畜産振興課	令和5年度「おおいた和牛」味力発信委託業務委託契約	令和5年7月13日	大分市大道町1-5-6 JR九州エージェンシー株式会社 大分支店	20,000,000 円	①本業務は、おおいた和牛の大消費地における認知度向上とブランド力の強化を図るものである。 ②本業務を委託するにあたり、4者から企画提案を受け、審査した結果、最も優れた企画提案を行ったJR九州エージェンシー株式会社大分支店と契約したものである。 ③根拠法令：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
104 畜産振興課	農林水産省が保有する豚熱予防液の売払	令和5年9月13日	東京都千代田区霞が関1-2-1 農林水産省	5,720,000 円	①本業務は、農林水産省が保有する豚熱予防液の売払を行うものである。 ②令和5年8月31日に佐賀県で豚熱が確認されたことに伴い、大分県を含む九州7県が豚熱ワクチン接種推奨地域に指定。迅速なワクチン接種を実施するために、農林水産省が動物検疫所門司支所に備蓄していた豚熱ワクチンを各県に有償譲渡することが通知されたため、この業務を実施する。 ③根拠法令：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

農林水産部

随意契約件数

149

件

金額

1,099,478,413 円

契約担当課・所名	契約の名称及び内容	契約年月日	契約の相手方の所在地及び名称	契約金額	随意契約理由及び地方自治法施行令適用条項
105 畜産振興課	農林水産省が指定する業者からの豚熱ワクチンの購入	令和5年9月14日	鹿児島県曾於市大隅町月野1587-5 株式会社 科学飼料研究所 動薬部南九州事業所	4,757,500 円	①本業務は、農林水産省が指定する業者から豚熱予防液の購入を行うものである。 ②令和5年8月31日に佐賀県で豚熱が確認されたことに伴い、大分県を含む九州7県が豚熱ワクチン接種推奨地域に指定。ワクチンの買い占め等を防止するために、農林水産省が各業者と調整し、各県に対するワクチン供給量の調整を実施。それに従って、農林水産省に指定されたワクチンメーカーから直接ワクチンを購入する必要があるため、この業務を実施する。 ③根拠法令：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
106 畜産振興課	農林水産省が指定する業者からの豚熱ワクチンの購入	令和5年9月26日	大分県大分市西大道2丁目3番28号 株式会社サン・ダイコー 大分支店	2,728,000 円	①本業務は、農林水産省が指定する業者から豚熱予防液の購入を行うものである。 ②令和5年8月31日に佐賀県で豚熱が確認されたことに伴い、大分県を含む九州7県が豚熱ワクチン接種推奨地域に指定。ワクチンの買い占め等を防止するために、農林水産省が各業者と調整し、各県に対するワクチン供給量の調整を実施(9/21)。それに従って、農林水産省に指定されたワクチンメーカーから卸売業者を通してワクチンを購入する必要があり、見積期間や納品期間(10/4納品)を考慮し、競争入札に付すことができないと判断したため。 ③根拠法令：地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
107 畜産振興課	令和5年度担い手確保総合対策事業(畜産インターンシップ対策)委託契約	令和5年6月1日	大分県大分市古国府6丁目4番1号 公益社団法人 大分県畜産協会	1,495,760 円	①本事業は、県内の畜産及び関係者の新規担い手確保を行うものである。 ②本事業による新規参入者確保のためには、PRから独立就農までの支援を一貫して行う必要があり、畜産業を営むものや関係団体との調整、連絡を広域的かつ円滑に実施する必要がある。 ③上記を実施するには公益社団法人畜産協会が適任である ④根拠法令：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
108 林務管理課	令和5年度早生樹プロモート林設置業務委託契約	令和5年9月1日	大分市花園2丁目6番51号 大分県森林組合連合会	12,210,000 円	①本業務は、今後苗木の増産が本格化する早生樹と在来品種を同一条件で植栽し、比較展示することで早生樹の優位性を示すプロモート林を県内18カ所に整備するものである。 ②プロモート林の設置に当たっては、県内の森林林業に精通しており、造林作業の指導監督や苗木の手配、また森林所有者等と円滑な調整ができるものでなければ行うことができない。 ③この条件を満たす者は、大分県森林組合連合会のみである。 ④根拠法令：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

農林水産部

随意契約件数

149

件

金額

1,099,478,413 円

契約担当課・所名	契約の名称及び内容	契約年月日	契約の相手方の所在地及び名称	契約金額	随意契約理由及び地方自治法施行令適用条項
109 林務管理課	令和5年度 大分県森林クラウドシステムデータ整備委託業務	令和5年9月5日	大分市中島西2丁目1番3号 株式会社パスコ 大分支店	7,700,000 円	①本業務は、大分県森林クラウドシステムへ搭載したデータの精緻化を行うものである。 ②当該システム上でデータの整備を行うためには、システムのプログラム、仕組み、森林計画業務との連携を深く理解している必要がある。 ③上記技術を有する者は本システムの開発やデータサーバの運用管理を行っている株式会社パスコのみである。 ④根拠法令：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
110 林務管理課	令和5年度林業振動障害特殊健康診 委託契約	令和5年9月21日	大分市高城南町11番7号 一般財団法人西日本産業衛生会大分労働衛生 管理センター	1,140,700 円	①本事業は、振動障害にかかる特殊健康診断を行うものである。 ②これを行うためには、専門的な技術と県内の巡回健診をする必要がある。 ③県内で当該健康診断が実施可能かつ県内全域を巡回検診できる病院は一般財団法人西日本産業衛生会大分労働衛生管理センターのみである。 ④根拠法令：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 ⑤単価契約 6,710円/人
111 森林保全課	令和5年度緑のふるさとづくり推進事 業	令和5年8月28日	大分市花園2丁目6番51号 大分県樹苗生産農業協同組合	1,371,612 円	①本業務は緑化の推進を図るため、公共施設や普及啓発用の苗木の購入を行なうものである。 ②これを行うには、多様な樹種を大量に購入する必要がある。 ③大分県樹苗生産農業協同組合は、県内の緑化用樹木生産者をとりまとめており、苗木生産者との連絡調整や苗木の調達及び配達を容易に行うことができる県内唯一の団体である。 ④根拠法令：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
112 漁業管理課	漁業取締船「はつかぜ」保険料	令和5年6月14日	大分市府内町3丁目5番7号 日本漁船保険組合 大分県支所	1,710,181 円	①漁船保険は、漁船の事故等による損害等を補填し、漁業経営の安定化に資することを目的として、漁船損害等補償法の規定に基づき漁船保険組合が行う保険制度である。 ②県内では、日本漁船保険組合大分県支所のみが要件に合う保険事業を実施している。 ③根拠法令：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
113 漁業管理課	漁業取締船「はやて」保険料	令和5年9月20日	大分市府内町3丁目5番8号 日本漁船保険組合 大分県支所	1,253,223 円	①漁船保険は、漁船の事故等による損害等を補填し、漁業経営の安定化に資することを目的として、漁船損害等補償法の規定に基づき漁船保険組合が行う保険制度である。 ②県内では、日本漁船保険組合大分県支所のみが要件に合う保険事業を実施している。 ③根拠法令：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

農林水産部

随意契約件数

149

件

金額

1,099,478,413 円

契約担当課・所名	契約の名称及び内容	契約年月日	契約の相手方の所在地及び名称	契約金額	随意契約理由及び地方自治法施行令適用条項
114 漁業管理課	漁業取締船「あさかぜ」保険料	令和5年10月4日	大分市府内町3丁目5番8号 日本漁船保険組合 大分県支所	1,664,014 円	①漁船保険は、漁船の事故等による損害等を補填し、漁業経営の安定化に資することを目的として、漁船損害等補償法の規定に基づき漁船保険組合が行う保険制度である。 ②県内では、日本漁船保険組合大分県支所のみが要件に合う保険事業を実施している。 ③根拠法令：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
115 水産振興課	陸上養殖自動給餌システム及びポンプ遠隔操作システムの開発検討・設計委託	令和5年9月1日	大阪府堺市中央区学園町1番1号 大阪公立大学研究推進機構協創研究センター 養殖場高度化推進研究センターコンソーシアム	3,352,800 円	①本業務は陸上養殖の自動給餌システム及びポンプ遠隔操作システムの開発について検討し、設計を行うものである。 ②これを行うためには、海水使用に適した機械システムのノウハウと陸上養殖の高度な知識が必要である。 ③大阪公立大学研究推進機構協創研究センター養殖場高度化推進研究センターコンソーシアムは、「工学・水産学を通して養殖場が機械化・自動化・情報化され水産業の発展に貢献する」という理念のもと、大学教授等の有識者や養殖業高度化に関わるメーカー等が多数加盟している団体であり、当県の陸上養殖場の知識も有しており、本事業について迅速に対応できる唯一の専門機関である。 ④根拠法令：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
116 農林水産研究指導センター畜産研究部	稲わら単価契約	令和5年9月21日	福岡県朝倉市来春269-1 J-アグリ株式会社	3,168,000 円	①本契約は、牛の飼料購入に係る単価契約である。 ②過去に口蹄疫が発生して以降、防疫上の観点から、より安全で国産の稲わらの重要性が高まっている。そのため国産稲わらの需要が増えている一方で、稲わらは生産時期に限られているため、稲わらの生産量が需要に追いついておらず、現状は畜産農家で取り合っている状況である。 ③以前複数業者から見積合わせを行ったが当事業者以外の事業者が見積辞退した。その際に九州各県の事業者についても調査を行ったが、当研究部の需要量に対応できる事業者が見つからず、結果対応できるのは当事業者のみであった。 ④根拠法令：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 ⑤単価契約：稲わら 5,280円/ロール※1ロール 80kg
117 園芸振興課	花き経営安定化対策事業のうち流通・販売体制強化対策にかかる委託契約	令和5年10月10日	大分市金谷迫1114-1 大分県花き消費拡大連合会	1,210,000 円	①本業務は、県産花きの消費拡大を図るため、県産花きの手軽な購入体制構築と利用促進、これらのPR活動を行うものである。 ②これを行うためには、花き関係業務に精通し、かつ県内広域においてPR活動ができる必要がある。 ③上記資格や技術を有する者は、県内の花き消費拡大のために設立された大分県花き消費拡大連合会のみである。 ④根拠法令：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

農林水産部

随意契約件数

149

件

金額

1,099,478,413 円

契約担当課・所名	契約の名称及び内容	契約年月日	契約の相手方の所在地及び名称	契約金額	随意契約理由及び地方自治法施行令適用条項
118 畜産振興課	農林水産省が指定する業者からの豚熱ワクチンの購入	令和5年10月24日	大分県大分市西大道2丁目3番28号 株式会社サン・ダイコー 大分支店	2,059,200 円	<p>①本業務は、農林水産省が指定する業者から豚熱予防液の購入を行うものである。</p> <p>②令和5年8月31日に佐賀県で豚熱が確認されたことに伴い、大分県を含む九州7県が豚熱ワクチン接種推奨地域に指定。ワクチンの買い占め等を防止するために、農林水産省が各業者と調整し、各県に対するワクチン供給量の調整を実施(11月分:10/16)。それに従って、農林水産省に指定されたワクチンメーカーから卸売業者を通してワクチンを購入する必要があり、見積期間や納品期間(11/2納品)を考慮し、競争入札に付すことができないと判断したため。</p> <p>③根拠法令:地方自治法施行令第167条の2第1項第5号</p>
119 畜産振興課	海港における消毒業務に係る委託業務 (国内での特定家畜伝染病発生に伴う消毒業務の委託)	令和5年4月1日	別府市汐見町9番1号 別府ポートサービス株式会社	1,181,396 円	<p>①本業務は特定家畜伝染病(豚熱、高病原性鳥インフルエンザ等)の発生を受け、本県の県内侵入を防ぐため、本県に到着するフェリー港において車両消毒を実施する必要がある。</p> <p>②フェリーさんふらわあが到着する別府港の敷地内に設置した車両用消毒マットへ、消毒液の補充や日々の点検をはじめ異常が確認された場合に速やかに対応する必要がある。</p> <p>③上記業務が可能な業者は別府ポートサービス株式会社のみである。</p> <p>④根拠法令:地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>
120 畜産振興課	海港における消毒業務に係る委託業務 (国内での特定家畜伝染病発生に伴う消毒業務の委託)	令和5年4月1日	別府市大字南石垣無番地 株式会社宇和島運輸交通社	1,181,396 円	<p>①本業務は特定家畜伝染病(豚熱、高病原性鳥インフルエンザ等)の発生を受け、本県の県内侵入を防ぐため、本県に到着するフェリー港において車両消毒を実施する必要がある。</p> <p>②宇和島運輸フェリーが到着する別府港の敷地内に設置した車両用消毒マットへ、消毒液の補充や日々の点検をはじめ異常が確認された場合に速やかに対応する必要がある。</p> <p>③上記業務が可能な業者は株式会社宇和島運輸交通社のみである。</p> <p>④根拠法令:地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>
121 畜産振興課	海港における消毒業務に係る委託業務 (国内での特定家畜伝染病発生に伴う消毒業務の委託)	令和5年4月1日	山口県周南市築港町9-1 周防灘フェリー株式会社	1,181,396 円	<p>①本業務は特定家畜伝染病(豚熱、高病原性鳥インフルエンザ等)の発生を受け、本県の県内侵入を防ぐため、本県に到着するフェリー港において車両消毒を実施する必要がある。</p> <p>②スオーナダフェリーが到着する竹田津港の敷地内に設置した車両用消毒マットへ、消毒液の補充や日々の点検をはじめ異常が確認された場合に速やかに対応する必要がある。</p> <p>③上記業務が可能な業者は周防灘フェリー株式会社のみである。</p> <p>④根拠法令:地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

農林水産部

随意契約件数

149

件

金額

1,099,478,413 円

契約担当課・所名	契約の名称及び内容	契約年月日	契約の相手方の所在地及び名称	契約金額	随意契約理由及び地方自治法施行令適用条項
122 畜産振興課	海港における消毒業務に係る委託業務 (国内での特定家畜伝染病発生に伴う消毒業務の委託)	令和5年4月1日	愛媛県八幡浜市出島1581番地26 九四オレンジフェリー株式会社	1,173,396 円	①本業務は特定家畜伝染病(豚熱、高病原性鳥インフルエンザ等)の発生を受け、本県の県内侵入を防ぐため、本県に到着するフェリー港において車両消毒を実施する必要がある。 ②九四オレンジフェリーが到着する臼杵港の敷地内に設置した車両用消毒マットへ、消毒液の補充や日々の点検をはじめ異常が確認された場合に速やかに対応する必要がある。 ③上記業務が可能な業者は九四オレンジフェリー株式会社のみである。 ④根拠法令:地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
123 畜産振興課	海港における消毒業務に係る委託業務 (国内での特定家畜伝染病発生に伴う消毒業務の委託)	令和5年4月1日	大分市生石5丁目3番1号 住吉運輸産業株式会社	1,181,396 円	①本業務は特定家畜伝染病(豚熱、高病原性鳥インフルエンザ等)の発生を受け、本県の県内侵入を防ぐため、本県に到着するフェリー港において車両消毒を実施する必要がある。 ②フェリーさんふらわあが到着する大分港の敷地内に設置した車両用消毒マットへ、消毒液の補充や日々の点検をはじめ異常が確認された場合に速やかに対応する必要がある。 ③上記業務が可能な業者は住吉運輸産業株式会社のみである。 ④根拠法令:地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
124 畜産振興課	海港における消毒業務に係る委託業務 (国内での特定家畜伝染病発生に伴う消毒業務の委託)	令和5年4月1日	臼杵市板知屋字大寺浦 宇和島運輸交通社株式会社臼杵営業所	1,185,396 円	①本業務は特定家畜伝染病(豚熱、高病原性鳥インフルエンザ等)の発生を受け、本県の県内侵入を防ぐため、本県に到着するフェリー港において車両消毒を実施する必要がある。 ②宇和島運輸フェリーが到着する臼杵港の敷地内に設置した車両用消毒マットへ、消毒液の補充や日々の点検をはじめ異常が確認された場合に速やかに対応する必要がある。 ③上記業務が可能な業者は宇和島運輸交通社株式会社臼杵営業所のみである。 ④根拠法令:地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
125 畜産振興課	車両消毒マット等の維持管理に係る委託業務 (国内での特定家畜伝染病発生に伴う消毒業務の委託)	令和5年4月1日	大分市新栄町8番11号 利光建設工業株式会社	1,973,400 円	①本業務は特定家畜伝染病(豚熱、高病原性鳥インフルエンザ等)の発生を受け、本県の県内侵入を防ぐため、本県に到着するフェリー港において車両消毒を実施する必要がある。 ②県内フェリー乗り場5港(7路線)に車両消毒マットを適切に維持管理(設置、点検、交換等)する必要がある。 ③上記業務が可能な業者は利光建設工業株式会社のみである。 ④根拠法令:地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

農林水産部

随意契約件数

149

件

金額

1,099,478,413 円

契約担当課・所名	契約の名称及び内容	契約年月日	契約の相手方の所在地及び名称	契約金額	随意契約理由及び地方自治法施行令適用条項
126 畜産振興課	動物用多項目血球成分計数装置の購入	令和5年10月30日	大分市下郡北三丁目25番2号 株式会社久光大分	3,520,000 円	<p>①本業務は、動物用多項目血球成分計数装置2台の購入を行うものである。</p> <p>②豚熱の診断では、特定症状(白血球の減少)の有無を確認する必要。既存の血球計数装置は、使用する試薬の販売中止が決定しており精度管理が保てないうえ、機械の故障もあることから、緊急的に本機器の整備が必要。</p> <p>③機種比較の結果、プタ、ウシの血球計測が可能で、早急に必要数を確保できる業者は、株式会社久光大分のみである。</p> <p>④根拠法令：地方自治法施行令第167条の2第1項第5号</p>
127 森林保全課	令和5年度大分県指定管理鳥獣捕獲等事業(耶馬院内玖珠地域)委託契約	令和5年10月25日	大分市顕徳町2丁目6-13 一般社団法人 大分県猟友会	7,478,000 円	<p>①本業務は、ニホンジカの生息密度が高く、地形が急峻で通常の有害鳥獣捕獲が進みにくい地域で、生息頭数の低下を目標に行うものである。</p> <p>②これを行うためには、鳥獣の捕獲に係る安全管理体制や適性かつ効率的に鳥獣の捕獲をするために必要な技能及び知識を有する認定鳥獣捕獲等事業である必要がある。</p> <p>③本業務を委託するにあたり、一者から企画提案を受け、審査した結果、一般社団法人 大分県猟友会と契約したものである。</p> <p>④根拠法令：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>
128 森林保全課	令和5年度大分県指定管理鳥獣捕獲等事業(日田英彦山系)委託契約	令和5年10月25日	大分市顕徳町2丁目6-13 一般社団法人 大分県猟友会	5,959,000 円	<p>①本業務は、ニホンジカの生息密度が高く、地形が急峻で通常の有害鳥獣捕獲が進みにくい地域で、生息頭数の低下を目標に行うものである。</p> <p>②これを行うためには、鳥獣の捕獲に係る安全管理体制や適性かつ効率的に鳥獣の捕獲をするために必要な技能及び知識を有する認定鳥獣捕獲等事業である必要がある。</p> <p>③本業務を委託するにあたり、一者から企画提案を受け、審査した結果、一般社団法人 大分県猟友会と契約したものである。</p> <p>④根拠法令：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>
129 森林保全課	令和5年度大分県指定管理鳥獣捕獲等事業(由布九重地域)委託契約	令和5年10月25日	大分市顕徳町2丁目6-13 一般社団法人 大分県猟友会	5,941,000 円	<p>①本業務は、ニホンジカの生息密度が高く、地形が急峻で通常の有害鳥獣捕獲が進みにくい地域で、生息頭数の低下を目標に行うものである。</p> <p>②これを行うためには、鳥獣の捕獲に係る安全管理体制や適性かつ効率的に鳥獣の捕獲をするために必要な技能及び知識を有する認定鳥獣捕獲等事業である必要がある。</p> <p>③本業務を委託するにあたり、一者から企画提案を受け、審査した結果、一般社団法人 大分県猟友会と契約したものである。</p> <p>④根拠法令：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

農林水産部

随意契約件数

149

件

金額

1,099,478,413 円

契約担当課・所名	契約の名称及び内容	契約年月日	契約の相手方の所在地及び名称	契約金額	随意契約理由及び地方自治法施行令適用条項
130 地域農業振興課	令和5年度 画像解析技術を活用した高精度な小ネギ皮むき調製機開発委託業務	令和5年6月17日	大分市牧1666番地 独立行政法人 国立高等専門学校機構 大分工業高等専門学校	12,190,000 円	①本業務は国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構生物系特定産業技術研究支援センター(以下、生研支援センター)が公募した「戦略的スマート農業技術の開発・改良」に採択された「画像解析技術を活用した高精度な小ネギの皮むき調製機の開発」について、大分県農林水産部が代表機関となり、コンソーシアムを形成し技術開発に取り組むもの。 ②生研支援センターより大分県が受領した研究委託費のうち、コンソーシアム構成員への資金分配を目的とした委託契約である。 ③根拠法令:地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
131 地域農業振興課	令和5年度 画像解析技術を活用した高精度な小ネギ皮むき調製機開発委託業務	令和5年6月17日	豊後高田市三和111番地1号 株式会社 佐々木精工	24,213,000 円	①本業務は国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構生物系特定産業技術研究支援センター(以下、生研支援センター)が公募した「戦略的スマート農業技術の開発・改良」に採択された「画像解析技術を活用した高精度な小ネギの皮むき調製機の開発」について、大分県農林水産部が代表機関となり、コンソーシアムを形成し技術開発に取り組むもの。 ②生研支援センターより大分県が受領した研究委託費のうち、コンソーシアム構成員への資金分配を目的とした委託契約である。 ③根拠法令:地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
132 農林水産研究指導センター水産研究部	ヒラメ養殖業成長産業化支援事業配管整備及び付帯工事	令和5年11月8日	佐伯市長島町3-3-11 株式会社 久保田水道	3,080,000 円	①本工事は生海水配水管の設置等を行うものである。 ②令和5年10月17日付けで一般競争入札による公告を行ったが入札者がなかった。 ③設計内容の見直しを検討したが、事業推進に必要な設備であり見直す箇所はなかったため、随意契約によることとした。 ④根拠法令:地方自治法施行令第167条の2第1項第8号
133 地域農業振興課	るるパーク(大分農業文化公園)券売機更新委託業務	令和5年12月18日	大分市長浜町2丁目12番6号 グローリー株式会社 大分営業所	1,155,000 円	①本業務は、令和6年7月に発行予定の新紙幣に対応するため券売機の更新を行うものである。 ②これを行うためには、部品交換やプログラムの変更が必要である。 ③当券売機のプログラムを変更する技術を有する者は、当該機器のメーカーであるグローリー(株)のみである。 ④根拠法令:地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

農林水産部

随意契約件数

149

件

金額

1,099,478,413 円

契約担当課・所名	契約の名称及び内容	契約年月日	契約の相手方の所在地及び名称	契約金額	随意契約理由及び地方自治法施行令適用条項
134 農林水産研究指導センター畜産研究部	令和5年度第4四半期飼料単価契約	令和5年12月28日	大分市花園三丁目2番10号 大分県農業協同組合	6,782,563 円	<p>①本契約は、牛の飼料購入に係る単価契約である。</p> <p>②各発育過程、飼養形態に対する家畜への飼料給与については、県等が監修する給与マニュアルが策定されている。この各給与マニュアルに基づき当研究部では飼料給与を行っており、牛の飼育等の試験研究に必要である。</p> <p>③上記マニュアルに基づく銘柄の一部を取り扱う業者が当事業者のみであった。</p> <p>④根拠法令：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p> <p>⑤単価契約：豊後牛肥育前期 82.670円/kg、豊後牛肥育用後期 80.820円/kg、豊後牛育成期用L 101.260円/kg、新直接検定専用飼料 2,700.000円/20kg、がんばれ大分っ子 97.030円/kg、よこづなづくり 3,520.000円/20kg</p>
135 農林水産研究指導センター畜産研究部	令和5年度第4四半期飼料単価契約	令和5年12月28日	大分市大字廻栖野3231番地 大分県酪農業協同組合	3,859,625 円	<p>①本契約は、牛の飼料購入に係る単価契約である。</p> <p>②各発育過程の乳牛・子牛等に対する飼料給与については、全国酪農業協同組合連合会が監修する給与マニュアルが策定されている。この各給与マニュアルに基づき当研究部では飼料給与を行っており、牛の飼育等の試験研究に必要である。</p> <p>③上記マニュアルに基づく銘柄の一部を取り扱う業者が当事業者のみであった。</p> <p>④根拠法令：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p> <p>⑤単価契約：育成前期 2,860円/20kg、育成後期 2,684円/20kg、ニューメイク 2,915円/20kg、ハイパスフード 3,179円/20kg、大酪エスプラス 67,210円/t</p>
136 畜産振興課	備蓄消石灰の配布及び補充に係る委託業務	令和5年10月11日	大分市古国府六丁目4番1号 全国農業協同組合連合会大分県本部	11,830,170 円	<p>①本委託業務は、備蓄消石灰を養鶏農家に配布及び備蓄消石灰を補充するものである。</p> <p>②大分県では、特定家畜伝染病の発生に備え、県内各所に消石灰を備蓄している。中でも全国農業協同組合連合会大分県本部が所有・管理する豊後北部家畜市場内施設には備蓄消石灰の大部分を備蓄しており(15,668/21,382袋)、県と保管場所の提供に関する覚書を結んでいる。</p> <p>③備蓄消石灰の劣化・破損具合を把握し、適切な数量管理をしながら配布・補充できるのは、保管場所を管理する全国農業協同組合連合会大分県本部のみであり、他の業者を選定することができない。</p> <p>④根拠法令：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>
137 農村整備計画課	令和5年度事業管理計画データ作成委託業務	令和5年12月27日	大分市城崎町2丁目2番25号 大分県土地改良事業団体連合会	1,320,000 円	<p>①本業務は、事業管理システムを活用し、各市町村と協議調整したうえで事業計画作成の基礎資料となるデータを一括して入力を行い、磁気媒体に変換(データ提出)するものである。</p> <p>②データ入力に必要な農業農村整備事業の制度概要等を熟知しているのは大分県土地改良事業団体連合会のみである。</p> <p>③根拠法令：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

農林水産部

随意契約件数

149

件

金額

1,099,478,413 円

契約担当課・所名	契約の名称及び内容	契約年月日	契約の相手方の所在地及び名称	契約金額	随意契約理由及び地方自治法施行令適用条項
138 水産振興課	令和5年度海域戦略魚種増殖モデル構築事業における小型増殖礁の設置委託	令和5年12月4日	岡山県倉敷市大島1丁目6-12 海洋建設株式会社	14,008,000 円	<p>①本業務は戦略魚種の種苗放流効果を高めるため、漁港泊地内等の放流拠点に小型増殖礁を設置するものである。</p> <p>②これを行うためには、船舶の往来に支障のないよう高さ数十センチ程度の増殖礁が必要である。また、当県において設置実績があり、さらに経過調査により増殖効果が把握されている必要がある。</p> <p>③上記の要件を備えた商品を有するのは海洋建設株式会社のみである。</p> <p>④根拠法令：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>
139 水産振興課	令和5年度海域戦略魚種増殖モデル構築事業海底耕耘業務委託	令和5年12月15日	大分市府内町3丁目5番7号 大分県漁業協同組合	8,400,000 円	<p>①本業務は戦略魚種の種苗放流効果を高めるため、放流拠点の海底を耕うんするものである。</p> <p>②耕うん作業は、小型底びき船のようにある程度の馬力数があり、耕耘機を曳航するための装置が搭載された船舶が必要である。また、作業に係る人員は、その漁場における海底地形や潮流等に関する知識と経験が必要である。</p> <p>③上記の要件を備えた団体は、大分県漁業協同組合のみである。</p> <p>④根拠法令：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>
140 漁港漁村整備課	蒲江漁港廃棄物処理契約	令和5年10月27日	佐伯市西浜10897-66 有限会社 アサヒ産業	3,300,000 円	<p>①本業務は蒲江漁港において、大分県建設業協会、大分県漁業協同組合、大分県の3者合同で行う「漁港清掃事業」で収集した廃棄物の処理を行うものである。</p> <p>②実施する当日のうちに処理施設まで運搬する必要があるため、委託業者は佐伯市に所在する混載の産業廃棄物を処理できる許可業者でなければならない。</p> <p>③大分県の競争入札参加資格を有する業者には条件を満たす業者がないことから、条件を満たす2者から見積を徴収し、安価であった有限会社アサヒ産業と随意契約を締結した。</p> <p>④根拠法令：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>
141 畜産振興課	特定家畜伝染病防疫対策に係る車両調達委託業務	令和5年12月27日	大分市大津町3丁目4番13号 大分県建設機械レンタル協会	1,469,600 円	<p>①本業務は年末年始の休暇中、特定家畜伝染病の発生に備えて、トラック等の車両を借り上げるものである。</p> <p>②大分県では、特定家畜伝染病が発生した場合、緊急対応業務を請け負ってもらうために、大分県建設機械レンタル協会と協定を結んでいる。</p> <p>③発生時には車両以外にテント、投光器、発電機等を調達する必要があり、初動防疫作業の円滑な実施のためには、資材・機材の調達先の一本化が必要であるため、他の業者を選定することができない。</p> <p>④根拠法令：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

農林水産部

随意契約件数

149

件

金額

1,099,478,413 円

契約担当課・所名	契約の名称及び内容	契約年月日	契約の相手方の所在地及び名称	契約金額	随意契約理由及び地方自治法施行令適用条項
142 森林保全課	令和5年度(春期) 緑のふるさとづくり 推進事業	令和6年1月22日	大分市花園2丁目6番51号 大分県樹苗生産農業協同組合	1,226,082 円	①本業務は、環境緑化推進のため、県課室や市町村等に緑化用樹木の交付を行うものである。 ②本業務の実施には、一度に多様な樹種が大量に必要である。 ③上記において、県内の苗木生産業者をとりまとめ、苗木生産者との連絡調整や苗木の調達及び配達を容易に行うことができる者は、大分県樹苗生産農業協同組合のみである。 ④根拠法令:地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
143 漁業管理課	赤潮監視・データ収集委託	令和5年6月1日	大分市府内町3丁目5番7号 大分県漁業協同組合	2,754,400 円	①本業務は、佐伯市上浦において赤潮発生に関与する水温、塩分等の環境項目のデータを収集するものである。 ②これを行うためには、環境項目の測定を定期的にかつ自動で行う自動昇降式観測機が必要である。 ③大分県漁業協同組合は、佐伯市上浦において自動昇降式観測機を所有する唯一の機関である。 ④根拠法令:地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
144 漁業管理課	ブリ行動監視解析調査委託業務	令和5年6月14日	長崎市多以良町1551-8 国立研究開発法人水産研究・教育機構水産技術研究所	2,200,000 円	①本業務は、赤潮発生時の銅合金製浮沈式養殖生け簀内における養殖ブリの遊泳行動を調査するものである。 ②これを行うためには、赤潮の分布水深を把握でき、また魚の遊泳行動に関する専門知識を有している必要がある。 ③国立研究開発法人水産研究・教育機構水産技術研究所は、これまで他海域において赤潮分布調査および魚類の遊泳行動調査を実施してきた実績があり、本業務について迅速に検証可能である唯一の専門機関である。 ④根拠法令:地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
145 漁業管理課	新型養殖ブリ生け簀網環境負荷軽減 調査委託業務	令和5年6月14日	長崎市多以良町1551-8 国立研究開発法人水産研究・教育機構水産技術研究所	1,650,000 円	①佐伯湾では、ブリ養殖による海底汚染によって赤潮の発生および長期化が懸念されている。本業務は、環境に優しく、持続的養殖生産を可能にするため、漁場海底における汚染状況やその要因について調査するものである。 ②これを行うためには、ブリ養殖が海洋に与える環境負荷と、それらが赤潮に与える影響について総合的に解析する必要がある。 ③国立研究開発法人水産研究・教育機構水産技術研究所は、これまで佐伯湾のブリ漁場の海底環境調査および赤潮調査東を実施してきた実績があり、現場の課題に向けた適切な方法について、過去の状況等をふまえて迅速に検証可能である唯一の専門機関である。 ④根拠法令:地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

農林水産部

随意契約件数

149

件

金額

1,099,478,413 円

契約担当課・所名	契約の名称及び内容	契約年月日	契約の相手方の所在地及び名称	契約金額	随意契約理由及び地方自治法施行令適用条項
146 漁業管理課	新型ブリ養殖生け簀実証化委託業務	令和5年6月26日	佐伯市上浦大字最勝海浦3620-7 株式会社マルハニチロAQUAアクア事業所	1,004,000 円	<p>①本業務は、浮沈式銅合金製網養殖生け簀の有効性の実証と赤潮等の海洋環境変化に対応した養殖手法を確立するため、生け簀内の赤潮発生状況、ブリの分布・遊泳等の生態及び生け簀への潮流等の影響を調査するものである。</p> <p>②これを行うためには、赤潮観測態勢が充実している海域であり、かつ浮沈式の生け簀を使用した赤潮の影響が少ない水深(30~40m)でのブリ養殖が実施できる環境が整備されていることに加え、高度な養殖技術、データ収集能力が必要である。</p> <p>③以上の条件を満たしている養殖ブリ業者は、株式会社マルハニチロAQUAアクア事業所のみである。</p> <p>④根拠法令：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>
147 水産振興課	オキソリン酸のヒラメにおける吸収・排泄試験及び残留性試験のバリデーション試験	令和6年1月22日	群馬県前橋市荒口町561-21 株式会社食環境衛生研究所	4,939,000 円	<p>①本業務は、オキソリン酸のヒラメのエドワジエラ症に対する適用拡大を目指して農林水産大臣への動物用医薬品承認申請を行うため、オキソリン酸のヒラメにおける吸収・排泄試験及び残留性試験の分析方法のバリデーション試験を行い、その妥当性を検証するものである。</p> <p>②これを行うためには、動物用医薬品の安全性に関する非臨床試験の実施の基準に関する省令(以下、GLP)に適合した施設や、高感度での分析である液体クロマトグラフ質量分析法(LC/MS/MS)等の高度な技術と専門機器が必要である。</p> <p>③上記を有し、海水魚の試験を受託できる者は株式会社食環境衛生研究所のみである。</p> <p>④根拠法令：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>
148 水産振興課	令和5年度キジハタ種苗中間育成等委託業務	令和5年9月11日	国東市国東町鶴川1006番地1 公益社団法人大分県漁業公社	3,764,525 円	<p>①本業務は、豊後水産域におけるキジハタ種苗の放流適地を把握するため、標識放流調査に必要な標識種苗の育成を委託するものである。</p> <p>②これを行うためには、キジハタ種苗の中間育成技術や腹鰭除去標識技術が必要である。</p> <p>③上記の技術等を有する者は公益社団法人大分県漁業公社のみである。</p> <p>④根拠法令：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>
149 農村整備計画課	令和5年度大分県央飛行場予備自家発電設備A保守点検業務委託	令和6年2月19日	大分市西新地1丁目5番8号 ヤンマーエネルギーシステム株式会社 大分出張所	940,500 円	<p>①本業務は、大分県央飛行場予備自家発電設備の非常用発電機の点検、調整、清掃を行うとともに必要箇所の整備、修理を行うものである。</p> <p>②これを行うためには、メーカー独自の基準に従って機器の適正な点検、調整を行う必要がある。</p> <p>③当該機器の構造及び要求性能を把握しているヤンマーエネルギーシステム株式会社大分出張所以外では履行できない。</p> <p>④根拠法令：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>